

様式第10号（第6条関係）

岐阜市議会議長
第3号
7.4.-1
岐阜市議会

令和7年4月1日

（あて先）岐阜市議会議長

会 派 名

代表者氏名

又は

議員氏名

竹市 勲

令和6年度政務活動費収支報告書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定に基づき、
下記のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

収支報告の期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで

1 収 入 政務活動費 1,800,000円
2 支 出 1,294,899円

（単位：円）

項 目	金 額	摘 要
調査研究費		
研 修 費	240,910円	受講費・交通費・宿泊費
要請・陳情活動費	1,500円	交通費
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	81,000円	新聞代
広報広聴費	346,445円	市政報告作成費・配布代
事 務 費	625,044円	コピー複合機リース・通信費
合 計	1,294,899円	

3 残 額 505,101円

（注）摘要欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第11号（第6条関係）

岐阜市議(総)
第 3 号
7.4.-1
岐阜市議会

令和7年4月1日

（あて先）岐阜市議会議長

会 派 名

代表者氏名

又は

議 員 氏 名

竹市 勲

令和6年度政務活動費に係る政務活動実績報告書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、
下記のとおり令和6年度政務活動費に係る政務活動の実績について報告し
ます。

記

1 実績報告の期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 政務活動の概要

中央卸売市場について

教育現場での教師の働き方改革の効果について

中心市街地の再活性とセンターゾーンについて

畜産センター公園の再整備について

少子高齢化社会と人口減少化社会の課題について

都市公園の在り方について

障がい者福祉と高齢者福祉について

ものづくり産業集積地計画について

動物愛護センターについて

経 理 簿

2 研 修 費

年月日	番号	枝番	摘 要	支出額(円)	備 考
R7. 4. 1	1		受講費・交通費・宿泊費	85,790	
R7. 4. 1	2		登録料・交通費・宿泊費	73,420	
R7. 4. 1	3		受講費・交通費・宿泊費	81,700	
			科 目 計	240,910	

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	1											
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☒ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額		百万		千	8	5	7	9	0	円
金 額		百万		千	8	5	7	9	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 85790円 按分率 100% 支払金額（政務活動費充当額） 85790円 $85790円 \times 100\% = 85790円$													
使 途 内 容	受講料・交通費・宿泊費													
<領収書貼付欄>														
領 収 証 2024 年 7 月 24 日 竹市勲 様 ★ ¥45,000 但 7/24.25 質問スキル向上セミナー 研修会受講代として 上記正に領収いたしました 地方議員研究会 〒530-0001 大阪府大阪市北 大阪駅前第2ビル TEL 050-6														
複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。 なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。														

別紙（領収書添付用紙）

駅-No 5301450 領収書-No 69
窓口-No 101
領 収 書
竹市駅 様

金額 ￥8,170円
「消費税等込み・10%」

乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2024年 7月16日
東海旅客鉄道株式会社
登録番号: T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

岐阜羽島駅

現金出納社員

駅-No 5301240 領収書-No 42
窓口-No 1
領 収 書
竹市駅 様

金額 ￥17,920円
「消費税等込み・10%」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2024年 6月25日
東海旅客鉄道株式会社
登録番号: T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

岐阜駅

現金出納社員

登録番号: T4010401043403
取引番号: T710020072405337 2024/07/24 17:01
※本領収書は再発行できません。

アパホテル株式会社

アパホテル <八丁堀駅前>
TEL 03-3551-5311

クレジットカード
登録番号 : 808
有効期間 : 2024/07/24 - 2024/07/25

合計 ￥14,535

※非課税対象

小計 ￥14,535
10%対象 消費税 ￥1,312

領収金額 ￥14,535
宿泊代 ￥14,435
**宿泊税 ￥100

領収書 兼 利用明細書
ただいちいさお 様

別紙（領収書添付用紙）

領 収 書
No. 6463
日付 2024年07月24日
車番 2205
運賃 ¥1700-
△ 計 ¥1700-
消費税率 10%
上記の通り領収致しました

DAIWA TAXI GROUP

日の出交通 株式会社

登録番号 16011801025410

TEL 03-5681-7211

TEL 03-3563-5151

領 収 証
(チケット・カード・クーポン)
2024年07月25日
無線番号 1694号
乗車料金 ¥1100円
計 1100円
消費税率 10.0%

日本交通株式会社 登録番号: T4011561021065

日本交通 板橋営業所

お忘れ物、忘れ物検索サービスFindへ

QRを読み込み、Lineからお問い合わせ

その他カスタマーサポートデスクへ

TEL: 050-3173-4200 平日 9:00~17:00

領収書原本は、同行した石井議員の報告書に添付

研修受講 報告書 (議員名 竹市 勲)			
日 時	令和6年7月24日(水)～令和6年7月25日(木)		
受講場所 【住所、施設名】	東京都千代田区丸の内3丁目1-1 国際ビル2階 区画224リファレンス貸会議室		
受講研修名	わかりやすい 議会質問スキル向上セミナー		
主 催 者	地方議員研究会		
研 修 内 容	講師：黒瀬雄大 (IT ストラテジスト・日商簿記1級・FP2級) 1. 今さら聞けない質問の基礎のキソのキソ 2. 知らなかった質問の為の情報はこちらにある 3. 執行部に申しわけない質問の組み立て方		
所 見	今回の研修を通じて、効果的な質問の構成や、議会での発言のタイミングが重要であることをあらためて理解しました。質問をする際には具体的な事例やデータを用いることで説得力が増し行政側の答弁よりも具体的なものになるように、全国の行政のデータが掲載してある各種アプリを活用することにより、より高度な質問方法を学びました。今回参加した全国の地方議会議員の行政の事例も参考例として挙げられての具体的な説明は大変身近な問題点を分かり易く学べました。地域住民とのコミュニケーションのもとに市民の声をしっかりと拾い上げ、議会で反映させることが議員としての責務であり、研修を受けることで、今後の議員活動において、より質の高い質問を行い住民に寄り添った政策提言が出来るように努めたいと思い、この学びを活かし、岐阜市の発展に貢献していく決意を新たにしました。 【同行者】石井議員・谷藤議員・野本議員		
行 程	(往路) JR 岐阜羽島駅→JR 名古屋駅→JR 東京駅 (復路) JR 東京駅→JR 岐阜羽島駅		
費用実績	費目	金額	備考(内訳等)
	交通費	26790円	JR 岐阜羽島駅⇄JR 東京駅 26090円 TAX代 700円 (会場⇄ホテル)
	宿泊費	14000円	アパホテル八丁堀駅前(上限14000円)

	その他 (受講料等)	4 5 0 0 0 円	1 講座 15,000 円×3 講座
	合計	8 5 7 9 0 円	

※案内通知やパンフレット等、研修内容がわかる資料を添付すること。

※スペースが不足する場合は、別紙に記載し添付すること。



【講義資料】

< 1 日目の資料 >

「今さら聞けない質問のキソのキソ」表紙を含め 34 ページ

- ・ 自己紹介、本日の流れ
- ・ 質問の目的
- ・ 質問の基礎
- ・ 良い質問、悪い質問の具体例
- ・ 役所を動かす質問（黄金のフレームワーク）

「知らなかった質問の為の情報はこちらにある」表紙を含め 33 ページ

- ・ 自己紹介、本日の流れ
- ・ 質問の前の段取り
- ・ 質問を作る発想術
- ・ 資料の探し方
- ・ 役所の資料は質問づくりの宝庫

< 2 日目の資料 >

「執行部にあしらわれない質問の組み立て方」表紙を含め 24 ページ

- ・ 自己紹介、本日の流れ
- ・ 質問は役所のレベルに合わせる
- ・ 質問のゴールを設定する
- ・ よくある逃げ答弁への返し方
- ・ 予算、決算での質問のポイント

* 資料は保管してある

講師プロフィール

大阪府交野市役所
(税務室 財務課 ことも備課)

交野市議会議員(1期)

民間企業勤務
(ITコンサルタント・
データサイエンティスト)

九州大学経済学部卒(経済学士)

大阪市立大学大学院創造都市研究科
(都市政策修士)

大阪大学大学院国際公共政策
研究科単位取得退学

自治体の効率性について研究
得意領域は自治体財政、
データの可視化

講師

くろせ ゆうだい
黒瀬 雄大
元 交野市議会議員

わかりやすい

10年目までの議員向け 質問スキル 向上セミナー

10:00 ~ 12:30

今さら聞けない 質問のキソのキソ

- ・質問の目的 質問の質と議員の質の差とは
- ・質問の基本 自治体職員は何を求めているか
- ・良い質問悪い質問の具体例
- ・質問を動かす質問 質問のフレームワーク

14:00 ~ 16:30

知らなかった 質問のための情報はここにある

- ・質問の前の前取り 効果的な質問のタイミングとは
- ・質問を作る際のポイント 自分のおもむきを質問に託す
- ・質問がポイントが知られていない 資料の探し方
- ・役所の資料は質問づくりの宝庫

10:00 ~ 12:30

執行部にあしらわれない 質問の組み立て方

- ・質問は役所のレベルに合わせるのが基本的
- ・議題で何を表現したいかゴールを設定しよう
- ・逃げ道にはこう切り返せ
- ・予算決算での質問のポイント

14:00 ~ 16:30

事例でわかる! 質問で成果をあげる方法

- ・注目の質問の事例
- ・過去に質問の事例
- ・各所属(セアリング)で、議員を動かす方法
- ・質問しっぱなしはダメ 質問したことが大事

in
博多

7/16

in
東京

7/24

in
博多

7/17

in
東京

7/25

収入印紙

〒020-0024
岩手県盛岡市菜園1-12-18
盛岡菜園センタービル4階
株式会社JTB
盛岡支店
担当者: 支店長 竹内 明彦
領収証番号: 324394317000121002
登録番号: T8010701012863



領 収 証

杉山 利夫 様

下記のとおり領収いたしました。

再発行

領収額合計	36,300円	(税込)
イベント名	第19回全国市議会議長会研究フォーラムin盛岡	
イベント会期	2024年10月09日 ~ 2024年10月10日	
請求額合計	(税込)	内消費税/税区分
	36,300円	3,300円 -
(10%対象)	36,300円	3,300円 -
(8%対象)	0円	0円 ※1
(対象外)	0円	0円 ※2
入金額	36,300円	
請求残額	0円	

※1 軽減税率適用
※2 消費税対象外商品

領収証備考

明細は次頁以降をご参照ください。

領収証の原本は 杉山 議員
の収支報告書に添付

領 収 明 細

再発行

領収証発行日: 2024年10月15日

2 / 2

領収額合計 36,300円 (税込)

【内訳】

イベント名 イベント会期		第19回全国市議会議長会研究フォーラムin盛岡 2024年10月09日 ~ 2024年10月10日				
申込日	ご利用日・内容	本体単価 (税込)	数量	本体合計 (税込)	税区分 内消費税	
2024年09月25日	2024年10月09日 ホテルエース盛岡(シングルノ一泊 朝食付) 杉山 利夫 様	12,100円	1	12,100円	10%	
2024年09月25日	2024年10月09日 ホテルエース盛岡(シングルノ一泊 朝食付) 大野 一生 様	12,100円	1	12,100円	10%	
2024年09月25日	2024年10月09日 ホテルエース盛岡(シングルノ一泊 朝食付) 竹市 勲 様	12,100円	1	12,100円	10%	
① 請求額合計				36,300円	3,300円	
				(10%対象)	36,300円	
				(8%対象 ※1)	0円	
				(対象外 ※2)	0円	
② 入金額				36,300円		
③ 請求残額				0円		

※1 軽減税率適用
※2 消費税対象外商品

領収証の原本は 杉山 議員
の収支報告書に添付

第19回全国市議会議長会研究フォーラム in 盛岡

令和6年9月17日

フォーラムご参加者様 各位

請求及び受領委任状兼口座振替依頼書

東京都千代田区平河町2-4-2

第19回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会

委員長 坊 恭 寿

第19回全国市議会議長会研究フォーラム in 盛岡の参加費の請求及び受領につきましては、次のものに業務委託（委任）しておりますので、お手数をおかけいたしますが、下記の銀行口座に振り込みをお願いいたします。

記

1. 振込先銀行 みずほ銀行 十四号支店
普通預金 0695083
2. 口座名義 株式会社JTB カ) ジェイティービー
3. 受任者 岩手県盛岡市菜園1-12-18
盛岡菜園センタービル4階
株式会社JTB盛岡支店
支店長 竹内 明彦

※参加費は1人につき9,000円（不課税・消費税対象外）となります。

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	2																				
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日																						
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☒ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料購入費																						
支 払 金 額	<table><tr><td>金 額</td><td></td><td>百万</td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>7</td><td>3</td><td>4</td><td>2</td><td>0</td><td></td><td></td></tr></table>			金 額		百万		千					円				7	3	4	2	0		
金 額		百万		千					円														
			7	3	4	2	0																
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 73,420円 × 100% = 73,420円																						
使 途 内 容	交通費・宿泊費																						
〈領収書貼付欄〉																							



TOBU TOP TOURS

AB No. 576610

お客様コード 1241629

2024 年 10 月 7 日

DATE

領 収 証 RECEIPT

RECEIVED FROM

竹市 勲

様

領 収 金 額
THE SUM OF

761,320

但し
FOR

JRAにて

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.発行
者
印※クレジットカードによる領収（お支払い）の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の
受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

FORM OF PAYMENT

現 金	✓
C A S H	
小 切 手	
C H E C K	
銀 行 振 込	
BANK REMITTANCE	
ギ フ ト 券	
GIFT TICKET	
ク レ ジ ッ ト カ ー ド	
CREDIT CARD	

東武トップツアーズ株式会社
岐阜支店〒500-8842 岐阜市金町6
TEL 050-9001-9複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。
なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

研修受講 報告書 (議員名 竹市 勲)			
日 時	令和6年10月9日(水)～令和6年10月10日(木)		
受講場所 【住所、施設名】	岩手県盛岡市内丸13-1 トーサイクラシックホール岩手		
受講研修名	全国市議会議長会研究フォーラム		
主 催 者	全国市議会議長会		
研 修 内 容	パネルディスカッション「地方議会の課題と主権者教育」 課題討議 「主権者教育の取り組み報告」		
所 見	静岡大学人文社会科学部法学科教授井柳美紀氏の司会のもとパネルディスカッションが進められ、議会主導の主権者教育や、選挙管理委員会、教育現場で主権者教育を進めるべきとの様々な意見が飛び交いました、ご当地の盛岡市議会では議会を挙げての主権者教育に取り組んでいるとの報告がありましたが、私としてはそれぞれの立場での意見や考え方を聞きましたが選管と教育現場が主権者教育を行い、議会としては議会の傍聴や子ども議会の様に議場の使用をしてもらうなどの側面からの協力していくぐらいでよいのではないかと思います。各市の取り組み方や考え方が様々あるようで市によって温度差があるように見受けられました。		
行 程	(往路) JR 岐阜羽島駅→JR 名古屋駅→JR 東京駅→JR 盛岡駅 (復路) JR 盛岡駅→JR 東京駅→JR 名古屋駅→JR 岐阜羽島駅		
費用実績	費目	金額	備考(内訳等)
	交通費	61320円	JR 岐阜羽島駅⇔JR 盛岡駅
	宿泊費	12100円	ホテルエース盛岡 岩手県盛岡市中央通2-11-35
	その他 (受講料等)		

	合計	7 3 4 2 0 円	

※案内通知やパンフレット等、研修内容がわかる資料を添付すること。

※スペースが不足する場合は、別紙に記載し添付すること。

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	3										
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日												
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☒ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料購入費												
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額		百万		千	1	7	0	0	円
金 額		百万		千	1	7	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 81700円 按分率 100% 支払金額（政務活動費充当額） 81700円 $81700円 \times 100\% = 81700円$												
使 途 内 容	受講費・交通費・宿泊費												
<領収書貼付欄>													
領 収 証 2025 年 1 月 23 日 竹市勲 様  但 1/23.24 人口減少対策地方創生特別講座 研修会受講代として 上記正に領収いたしました 地方議員研究会 〒530-0001 大阪府大阪市 大阪駅前第2ビル TEL 050-6													

別紙（領収書添付用紙）

領収書 兼 利用明細書
竹市 勲 様

領収金額	¥16,530
宿泊代	¥16,430
**宿泊税	¥100
小計	¥16,530
(10%対象 ¥16,430 内消費税 ¥1,493)	
(8%対象 ¥0 内消費税 ¥0)	
宿泊税	¥100
合計	¥16,530

* 軽減税率適用 ** 課税対象外

スマホ決済(steria) ¥16,530

宿泊期間: 2025/01/23 - 2025/01/24

アパホテル<八丁堀駅南>

〒104-0041
東京都中央区新富1-14-7
TEL:(03)6280-0111
FAX:(03)6280-0112

アパホテル株式会社
登録番号: T4010401043403
取引番号: 250123000521088

担当者



収入印紙

・本領収書は再発行できません。2025/01/23

駅-No 5301240 領収書-No 45
窓口-No 1

領 収 書

竹市 勲 様

金額 ¥22,100円
[消費税等込み・10%]

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2024年12月23日
東海旅客鉄道株式会社
登録番号: T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

岐阜駅

現金出納社員



東京メトロ

領 収 書

・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。
お取引内容: 全回券 ¥600

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2025年01月23日
時刻 16時40分

伝票番号: 91434
東京地下鉄株式会社
西新宿駅 券O1発行

研修受講 報告書 (議員名 竹市 勲)	
日 時	令和7年1月23日(木)～令和7年1月24日(金)
受講場所 【住所、施設名】	東京都新宿区西新宿7-21-3 リファレンス西新宿大京ビル2階
受講研修名	人口減少対策地方創生特別研修
主 催 者	地方議員研修会
研 修 内 容	講師：牧瀬 稔(関東学院大学法学部・地域創生学科教授) Ⅰ人口減少対策地方創生特別研修 1. 人口減少を克服する戦略 2. 人口減少に対応する方策 Ⅱ地域活性化と政策づくり
所 見	人口減少に対応戦略・方策についてのセミナー講習であり、地方創生と人口減少とプロモーション・シビックプライド・共同共創との関連と事例について学びました。シビックプライドの意識が高まれば人口減少下における定住人口の維持を目指すケースが多い、戸田市は対象を市民とし、市民や事業者などが一体となり様々な記念事業を実施することで愛着心の向上を図っている、相模原市はシビックプライドが人口の維持・増加に影響している可能性がある。市民が相模原市の良い点を知ることは転出抑制効果につながり、またUターンの可能性は高くなる。シビックプライドを進めることにより点が繋がり線になり面を創り新しい活動、経済活動が生まれていく。人口減少化社会において関係人口とは、長期的な定住人口や地域、地域の人々と多様に関わる者を定義している。関係人口に価値を見出す自治体は多い、関係人口には活動人口・関心人口・問題人口・弊害人口があり活動人口の創出・獲得は共有・共感・共創がポイントになる。他に共創・協働についての講義を受け、これらの事を岐阜市の現状に照らしてこれからの岐阜市の将来の発展に繋げていけるよう取り組んでいきたいと思います。【同行者】石井議員・野本議員・熊田議員
行 程	(往路) JR岐阜羽島駅→JR名古屋駅→JR東京駅 東京メトロ 東京駅⇄西新宿駅 (復路) JR東京駅→JR名古屋駅→JR岐阜羽島駅

	東京メトロ 東京駅⇄西新宿駅		
費用実績	費目	金額	備考（内訳等）
	交通費	22700円	JR岐阜羽島駅⇄JR東京駅 22100 円 東京メトロ丸の内線 600 円
	宿泊費	14000円	アパホテル八丁堀駅南(上限 14000 円)
	その他 (受講料等)	45000円	1 講座 15000 円× 3 講座
	合計	81700円	

※案内通知やパンフレット等、研修内容がわかる資料を添付すること。

※スペースが不足する場合は、別紙に記載し添付すること。



經理簿

3 要請・陳情活動費

[illegible]

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	1																						
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日																								
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☒ 要請・陳情活動費 ☐ 資料購入費																								
支 払 金 額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			金 額		百万			千					円						1	5	0	0		
金 額		百万			千					円															
					1	5	0	0																	
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">支出額（領収書の金額）</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 33%;">按分率</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 33%;">支払金額（政務活動費充当額）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1500円</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">＝</td> <td style="text-align: center;">1500円</td> </tr> </table>			支出額（領収書の金額）		按分率		支払金額（政務活動費充当額）	1500円	×	100%	＝	1500円												
支出額（領収書の金額）		按分率		支払金額（政務活動費充当額）																					
1500円	×	100%	＝	1500円																					
使 途 内 容	要望・陳情活動交通費																								
<領収書貼付欄> 別添																									

複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。
 なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

要請・陳情活動 報告書 (議員名 竹市 勲)			
日 時	令和6年7月25日(木)		
相 手 先 【住所、団体名等】	国土交通省(東京都千代田区霞が関2-1-3) 財 務 省(東京都千代田区霞が関3-1-1) こども家庭庁(東京都千代田区霞が関3-2-5) 経済産業省(東京都千代田区霞が関1-3-1)		
要請・陳情 内 容	各中央省庁に対する令和7年度予算要望*別紙の通り		
所 見	岐阜市の発展の為、令和7年度の予算要望を会派自民岐阜の執行部で行ったところまずまずの手ごたえがありました。		
同 行 者	浅野雅樹議員、大野一生議員、杉山利夫議員、和田直也議員		
行 程	JR 東京駅→財務省・経産省→こども家庭庁→国交省→JR 東京駅		
費 用 実 績	費目	金額	備考(内訳等)
	交通費	1500円	タクシー代
	宿泊費	円	
	その他	円	
	合計	1500円	

※相手方の名刺や訪問先で撮影した写真等の添付に努めること。

別紙 (領収書添付用紙)

領 収 書

現金・クレジット・クーポン・割引 No.6279

日付 2024年 07月 25日

車番 019540 0000

運賃 ¥1,300-

運賃料金計 ¥1,300-

合計 ¥1,300-

内消費税等 ¥118-

消費税率 10%

上記の様に領収致しました

通行料・その他 円

上記金額正に領収致しました。

KISHIDA TAXI

ドア番号: 2516

登録番号:

T9810885467329

お忘れ物は下記所属団体へ



東京都個人タクシー協同組合

豊島支部

平日9時~17時 TEL 03(3973)8323

時間外 TEL 03(6271)0006

領 収 書

現金・クレジット・割引 No.5404

日付 '24年07月25日

車番 0808 800

メータ運賃 ¥1,500-

迎車料金 ¥500-

運賃料金計 ¥2,000-

合計金額 ¥2,000-

内消費税等 ¥181-

消費税率 10%

上記の通り領収致しました

ご乗車ありがとうございます

荏 原 交 通 株 式 会 社

本社営業所

品川区荏原6-12-12

登録番号:T8010701015412

お忘れものは

TEL 03-3783-5116

タクシーのご用命は

TEL 03-3783-5111

国交省 → 東京駅

5名で乗分

¥660

タクシー代計 ¥7,500 ÷ 5名 = ¥1,500

計上、

別紙（領収書添付用紙）

領 収 書

No. 0032

日付 '24年07月25日
車番 106754 800
メータ運賃 ¥1,100-
迎車料金 ¥400-

運賃料金計 ¥1,500-
合計金額 ¥1,500-
内消費税等 ¥136-
消費税率 10%

上記の通り領収致しました

日の丸自動車グループ
タクシーのご用命は
03-3814-1111
お忘れ物は
(株)日の丸交通 TokyoBay
葛西営業所
03-5679-6581
登録番号: T6010601042046

領 収 書

No. 7929

日付 '24年07月25日
車番 106176 800
メータ運賃 ¥1,100-
迎車料金 ¥400-

運賃料金計 ¥1,500-
合計金額 ¥1,500-
内消費税等 ¥136-
消費税率 10%

上記の通り領収致しました

日の丸自動車グループ
タクシーのご用命は
03-3814-1111
お忘れ物は
日の丸交通(株)
世田谷営業所
03-3302-2273
登録番号: T3010001144081

東京駅 → 良子駅

5名ご乗分

¥1,500

¥600

領 収 書

No. 8979

日付 2024年07月25日
車番 1314 800
運賃 ¥600-
合計 ¥600-
消費税率 10%

上記の通り領収致しました

 大和自動車(株)
☎ 3633-6611
無線配車センター ☎ 3563-5151
登録番号: T9010601004175

予約のできるタクシーアプリ
S.RIDE(エスライド)
ダウンロードはこちら



領 収 書

日付 2024年07月25日
車番 6266 800
基本運賃 ¥600-
合計 ¥600-
(内消費税等 ¥54-)
現金支払 内訳 ¥600-

登録番号: T1010601003556
kmグループ 新和自動車株式会社
東京都江東区亀戸3-51-10
忘れ物・領収書問合せ 03-3683-3681
お客さま相談室 0120-717-039

km呼ぶなら
「S. RIDE」
ダウンロード用QRコード



<ナビコード>
A44-5154-0112
(営業回数0113)

良子駅 → 良子駅

5名ご乗分

¥1,500

¥240



国土交通大臣政務官
兼内閣府大臣政務官・復興大臣政務官

衆議院議員

尾崎正直



国会事務所 東京都千代田区永田町二丁目二九〇一
電話 〇三(三五〇八)七六一九
高知事務所 高知県高知市横通三丁目五三二
電話 〇八八(八五五)九一四〇



内閣府

内閣府副大臣

衆議院議員
工藤彰三

東京都千代田区永田町一丁目六十一
代表電話 〇三(五二五三)二二一一



衆議院議員

瀬戸隆一

たか かず

財務大臣政務官



経済産業省

中小企業庁 事業環境部
金融課長

野澤泰志

〒一〇〇八九一二
東京都千代田区霞が関一丁目三番一号
電話 〇三(三五〇一)二八七六
e-mail nozawa-yasushi@meti.go.jp



統任
経済産業省

商務・サービスグループ長
商務・サービス審議官

南 亮



東京都千代田区霞が関一丁目三十一
電話 (〇三) 三五〇一七七八〇
E-mail minami-ryo@meti.go.jp



〒一〇〇八九一二
東京都千代田区霞が関一丁目三番一号
電話 〇三(三五〇一)五八〇四
yamamoto-kazunori@meti.go.jp

山本和徳

経済産業省
中小企業庁 事業環境部長

令和7年度 国政要望



岐阜市議会 自民岐阜

經理簿

6 資料購入費

[illegible]

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	1										
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日												
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 資料購入費												
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額		百万		千	6	7	0	0	円
金 額		百万		千	6	7	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 6700円 × 100% = 6700円												
使 途 内 容	新聞代												

<領収書貼付欄>

領収証
竹市 勲 様
北塚 5-90

品 名（※軽減税率対象）	部数	金 額	備 考
*岐阜新聞朝刊	1	3,350	
岐阜新聞電子版	1	0	

☆ ご愛読の皆様へ ☆
 ご購読頂き誠に有難うございます。
 お支払いは便利な口座振替はいかがでしょうか。手続き簡単、お電話ください。

令和 6年 4月分
 (20) 142.00自振
 お問合せNo. 5008
 (8%対象 3,350 税 248)
 (10%対象 0 税 0)

合 計 金 額
3,350

毎度ご愛読、まことにありがとうございます。
金額には消費税が含まれています。

岐阜新聞 柳津販売所
 山田新聞店
 岐阜市柳津町上佐藤5-184
 TEL 270-0162
 FAX 270-0163
 T6-8104-6170-0917

領収証
竹市 勲 様
北塚 5-90

品 名（※軽減税率対象）	部数	金 額	備 考
*岐阜新聞朝刊	1	3,350	
岐阜新聞電子版	1	0	

☆ ご愛読の皆様へ ☆
 ご購読頂き誠に有難うございます。
 お支払いは便利な口座振替はいかがでしょうか。手続き簡単、お電話ください。

令和 6年 5月分
 (20) 142.00自振
 お問合せNo. 5008
 (8%対象 3,350 税 248)
 (10%対象 0 税 0)

合 計 金 額
3,350

毎度ご愛読、まことにありがとうございます。
金額には消費税が含まれています。

岐阜新聞 柳津販売所
 山田新聞店
 岐阜市柳津町上佐藤5-184
 TEL 270-0162
 FAX 270-0163
 T6-8104-6170-0917

複数の領収書を貼付
 なお、支払伝票に貼

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	2										
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日												
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 資料購入費												
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額		百万		千	6	7	0	0	円
金 額		百万		千	6	7	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 6700円 × 100% = 6700円												
使 途 内 容	新聞代												

<領収書貼付欄>

領収証
竹市 勲 様
北塚 5-90

令和 6年 6月分
(20) 142.00自振
お問合せNo. 5008
(8%対象 3,350 税 248)
(10%対象 0 税 0)

品 名 (*は軽減税率対象)	品数	金 額	備 考
*岐阜新聞朝刊	1	3,350	
岐阜新聞電子版	1	0	

合 計 金 額
3,350円

毎度ご愛読、まことに
ありがとうございます。
金額には消費税が
含まれています。

☆ ご愛読の皆様へ ☆
ご購入頂き誠に有難うございます。
お支払いは便利な口座振替はいかがでし
ょうか。手続き簡単、お電話ください。

岐阜新聞 柳津販売所
山田新聞店
岐阜市柳津町上佐藤 5-184
TEL 270-0162
FAX 270-0163
TG-8104-6170-0917

領収証
竹市 勲 様
北塚 5-90

令和 6年 7月分
(20) 142.00自振
お問合せNo. 5008
(8%対象 3,350 税 248)
(10%対象 0 税 0)

品 名 (*は軽減税率対象)	品数	金 額	備 考
*岐阜新聞朝刊	1	3,350	
岐阜新聞電子版	1	0	

合 計 金 額
3,350円

毎度ご愛読、まことに
ありがとうございます。
金額には消費税が
含まれています。

☆ ご愛読の皆様へ ☆
ご購入頂き誠に有難うございます。
お支払いは便利な口座振替はいかがでし
ょうか。手続き簡単、お電話ください。

岐阜新聞 柳津販売所
山田新聞店
岐阜市柳津町上佐藤 5-184
TEL 270-0162
FAX 270-0163
TG-8104-6170-0917

複数の領収書を貼付
なお、支払伝票に貼

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	3											
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 資料購入費													
支 払 金 額	<table><tr><td>金 額</td><td></td><td>百万</td><td></td><td></td><td>千</td><td>6</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>円</td></tr></table>			金 額		百万			千	6	7	0	0	円
金 額		百万			千	6	7	0	0	円				
※按分により支払 金額を算出する 場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 6700円 × 100% = 6700円													
使 途 内 容	新聞代													

<領収書貼付欄>

領収証
竹市 勲 様
北塚 5-90

品 名（※は軽減税率対象）	部数	金 額	備 考
*岐阜新聞朝刊	1	3,350	
岐阜新聞電子版	1	0	

☆ ご愛読の皆様へ ☆
ご購入頂き誠に有難うございます。
お支払いは便利な口座振替はいかがでし
ょうか。手続き簡単、お電話ください。

令和 6年 8月分
(20) 142.00自振
お問合せNo. 5008
(8%対象 3,350 税 248)
(10%対象 0 税 0)合 計 金 額
3,350円毎度ご愛読、まことに
ありがとうございます。
金額には消費税が
含まれています。岐阜新聞 柳津販売所
山田新聞店
岐阜市柳津町上佐藤5-184
TEL 270-0162
FAX 270-0163
TG-8104-6170-0917領収証
竹市 勲 様
北塚 5-90

品 名（※は軽減税率対象）	部数	金 額	備 考
*岐阜新聞朝刊	1	3,350	
岐阜新聞電子版	1	0	

☆ ご愛読の皆様へ ☆
ご購入頂き誠に有難うございます。
お支払いは便利な口座振替はいかがでし
ょうか。手続き簡単、お電話ください。

複数の領収書を
なお、支払伝票令和 6年 9月分
(20) 142.00自振
お問合せNo. 5008
(8%対象 3,350 税 248)
(10%対象 0 税 0)合 計 金 額
3,350円毎度ご愛読、まことに
ありがとうございます。
金額には消費税が
含まれています。岐阜新聞 柳津販売所
山田新聞店
岐阜市柳津町上佐藤5-184
TEL 270-0162
FAX 270-0163
TG-8104-6170-0917

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	4											
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td></td> <td>千</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額		百万			千	6	7	0	0	円
金 額		百万			千	6	7	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 6 7 0 0 円 × 100% = 6700円													
使 途 内 容	新聞代													

<領収書貼付欄>

領収証
竹市 勲 様
北塚 5-90

品 名（※軽減税率対象）	部数	金額	備 考
*岐阜新聞朝刊	1	3,350	
岐阜新聞電子版	1	0	

令和 6年10月分
(20) 142.00自振
お問合せNo. 5008
(8%対象 3,350 税 248)
(10%対象 0 税 0)

合計金額
3,350円

毎度ご愛読、まことに
ありがとうございます。
金額には消費税が
含まれています

☆ ご愛読の皆様へ ☆
ご購入頂き誠に有難うございます。
お支払いは便利な口座振替はいかがでし
ょうか。手続き簡単、お電話ください。

岐阜新聞 柳津販売所
山田新聞店
岐阜市柳津町上佐藤5-184
TEL 270-0162
FAX 270-0163
T6-8104-6170-0917

領収証
竹市 勲 様
北塚 5-90

品 名（※軽減税率対象）	部数	金額	備 考
*岐阜新聞朝刊	1	3,350	
岐阜新聞電子版	1	0	

令和 6年11月分
(20) 142.00自振
お問合せNo. 5008
(8%対象 3,350 税 248)
(10%対象 0 税 0)

合計金額
3,350円

毎度ご愛読、まことに
ありがとうございます。
金額には消費税が
含まれています

☆ ご愛読の皆様へ ☆
ご購入頂き誠に有難うございます。
お支払いは便利な口座振替はいかがでし
ょうか。手続き簡単、お電話ください。

岐阜新聞 柳津販売所
山田新聞店
岐阜市柳津町上佐藤5-184
TEL 270-0162
FAX 270-0163
T6-8104-6170-0917

複数の領収書を貼付
なお、支払伝票に見

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	5										
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日												
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 資料購入費												
支 払 金 額	<table><tr><td>金 額</td><td></td><td>百万</td><td></td><td>千</td><td>6</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>円</td></tr></table>			金 額		百万		千	6	7	0	0	円
金 額		百万		千	6	7	0	0	円				
※按分により支払 金額を算出する 場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 6 7 0 0 円 × 100% = 6700円												
使 途 内 容	新聞代												

<領収書貼付欄>

領収証
竹市 勲 様
北塚 5-90

品 名（※は軽減税率対象）	部数	金額	備 考
*岐阜新聞朝刊	1	3,350	
岐阜新聞電子版	1	0	

令和 6年12月分
(20) 142.00自振
お問合せNo. 5008
(8%対象 3,350 税 248)
(10%対象 0 税 0)合 計 金 額
3,350円毎度ご愛読、まことに
ありがとうございます。
金額には消費税が
含まれています。☆ ご愛読の皆様へ ☆
ご購入頂き誠に有難うございます。
お支払いは便利な口座振替はいかががでし
ょうか。手続き簡単、お電話ください。岐阜新聞 柳津販売所
山田新聞店
岐阜市柳津町上佐渡5-18
TEL 270-0163
FAX 270-0163
T6-8104-6170-0917領収証
竹市 勲 様
北塚 5-90

品 名（※は軽減税率対象）	部数	金額	備 考
*岐阜新聞朝刊	1	3,350	
岐阜新聞電子版	1	0	

令和 7年 1月分
(20) 142.00自振
お問合せNo. 5008
(8%対象 3,350 税 248)
(10%対象 0 税 0)合 計 金 額
3,350円毎度ご愛読、まことに
ありがとうございます。
金額には消費税が
含まれています。☆ ご愛読の皆様へ ☆
ご購入頂き誠に有難うございます。
お支払いは便利な口座振替はいかががでし
ょうか。手続き簡単、お電話ください。岐阜新聞 柳津販売所
山田新聞店
岐阜市柳津町上佐渡5-18
TEL 270-0163
FAX 270-0163
T6-8104-6170-0917複数の領収書を貼付
なお、支払伝票に貼

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲		経 理 番 号	6											
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日														
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 資料購入費														
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>					金 額		百万		千	6	7	0	0	円
金 額		百万		千	6	7	0	0	円						
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 6700円 × 100% = 6700円														
使 途 内 容	新聞代														

<領収書貼付欄>

領収証
竹市 勲 様
北塚 5-90

品 名（※軽減税率対象）	品数	金額	備 考
*岐阜新聞朝刊	1	3,350	
岐阜新聞電子版	1	0	

令和 7年 2月分
(20) 142.00自振
お問合せNo. 5008
(8%対象 3,350 税 248)
(10%対象 0 税 0)

合計金額
3,350円

毎度ご愛読、まことにありがとうございます。
金額には消費税が含まれています。

岐阜新聞 柳津販売所
山田新聞店
岐阜市柳津町上佐段5-184
TEL 270-0162
FAX 270-0163
T6-8104-6170-0917

☆ ご愛読の皆様へ ☆
ご購入頂き誠に有難うございます。
お支払いは便利な口座振替はいかがでしょう。手続き簡単、お電話ください。

領収証
竹市 勲 様
北塚 5-90

品 名（※軽減税率対象）	品数	金額	備 考
*岐阜新聞朝刊	1	3,350	
岐阜新聞電子版	1	0	

令和 7年 3月分
(20) 142.00自振
お問合せNo. 5008
(8%対象 3,350 税 248)
(10%対象 0 税 0)

合計金額
3,350円

毎度ご愛読、まことにありがとうございます。
金額には消費税が含まれています。

岐阜新聞 柳津販売所
山田新聞店
岐阜市柳津町上佐段5-184
TEL 270-0162
FAX 270-0163
T6-8104-6170-0917

☆ ご愛読の皆様へ ☆
ご購入頂き誠に有難うございます。
お支払いは便利な口座振替はいかがでしょう。手続き簡単、お電話ください。

複数の領収書を貼
なお、支払伝票に

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	7											
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td></td> <td>千</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額		百万			千	6	8	0	0	円
金 額		百万			千	6	8	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 6800円 × 100% = 6800円													
使 途 内 容	新聞代													

<領収書貼付欄>

自振【領 収 証】

北塚5丁目 90

竹市 勲 様

品名(※は軽減税率対象)	数量	金額	備考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 6年 4月分

お問合せNo. 975

(3) 79.00自振

(8%対象 3,400 税 252)

(10%対象 0 税 0)

合 計 金 額

3,400 円

中日新聞 柳津専売店

前 原 新 聞 店

代表 前原 博之

岐阜市柳津町宮東3-131

TEL388-1860 FAX388-1860

T9-8109-3770-7319

自振【領 収 証】

北塚5丁目 90

竹市 勲 様

品名(※は軽減税率対象)	数量	金額	備考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 6年 5月分

お問合せNo. 975

(3) 79.00自振

(8%対象 3,400 税 252)

(10%対象 0 税 0)

合 計 金 額

3,400 円

中日新聞 柳津専売店

前 原 新 聞 店

代表 前原 博之

岐阜市柳津町宮東3-131

TEL388-1860 FAX388-1860

T9-8109-3770-7319

複数の領収書を貼付
なお、支払伝票に貼

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	8											
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td></td> <td>千</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額		百万			千	6	8	0	0	円
金 額		百万			千	6	8	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 6800円 × 100% = 6800円													
使 途 内 容	新聞代													

<領収書貼付欄>

自振【領 収 証】

北塚5丁目 90

竹市 勲 様

銘柄名（※は軽減税率対象）	冊数	金額	備考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 6年 6月

お問合せNo. 975

3区 79.00自振

(8%対象 3,400 税 252)

(10%対象 0 税 0)

合計金額
3,400 円

中日新聞 柳津専売店
前原新聞店
代表 前原 博之
岐阜市柳津町宮東3-131
TEL388-1860 FAX388-1868
T9-8109-3770-7319

自振【領 収 証】

北塚5丁目 90

竹市 勲 様

銘柄名（※は軽減税率対象）	冊数	金額	備考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 6年 7月分

お問合せNo. 975

(3) 79.00自振

(8%対象 3,400 税 252)

(10%対象 0 税 0)

合計金額
3,400 円

中日新聞 柳津専売店
前原新聞店
代表 前原 博之
岐阜市柳津町宮東3-131
TEL388-1860 FAX388-1868
T9-8109-3770-7319

複数の領収書を貼付
なお、支払伝票に貼付

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	9										
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日												
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 資料購入費												
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額		百万		千	6	8	0	0	円
金 額		百万		千	6	8	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 6800円 × 100% = 6800円												
使 途 内 容	新聞代												

<領収書貼付欄>

自振【領 収 証】

北塚5丁目 90

竹市 勲 様

銘柄名（※は軽減税率対象）	数量	金額	備考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 6年 8月分

お問合せNo. 975

(3) 79.00自振

(8%対象 3,400 税 252)

(10%対象 0 税 0)

合計金額

3,400 円

中日新聞 柳津専売店
前原新聞店
代表 前原 博之
岐阜市柳津町宮東3-131
TEL388-1860 FAX388-1868
T9-8109-3770-7319

自振【領 収 証】

北塚5丁目 90

竹市 勲 様

銘柄名（※は軽減税率対象）	数量	金額	備考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 6年 9月分

お問合せNo. 975

(3) 79.00自振

(8%対象 3,400 税 252)

(10%対象 0 税 0)

合計金額

3,400 円

中日新聞 柳津専売店
前原新聞店
代表 前原 博之
岐阜市柳津町宮東3-131
TEL388-1860 FAX388-1868
T9-8109-3770-7319

複数の領収書を見
なお、支払伝票は

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	10											
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td></td> <td>千</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額		百万			千	6	8	0	0	円
金 額		百万			千	6	8	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 6800円 × 按分率 100% = 支払金額（政務活動費充当額） 6800円													
使 途 内 容	新聞代													

<領収書貼付欄>

 自振【領 収 証】

北塚5丁目 90

竹市 勲 様

店名(※は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 6年10月分
お問合せNo. 975
(3) 79.00自振
(8%対象 3,400 税 252)
(10%対象 0 税 0)

合計金額
3,400 円

中日新聞 柳津専売店
前 原 新 聞 店
代表 前原 博之
岐阜市柳津町宮東3-131
TEL388-1860 FAX388-1860
T9-8109-3770-7319

 自振【領 収 証】

北塚5丁目 90

竹市 勲 様

店名(※は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 6年11月分
お問合せNo. 975
(3) 79.00自振
(8%対象 3,400 税 252)
(10%対象 0 税 0)

合計金額
3,400 円

中日新聞 柳津専売店
前 原 新 聞 店
代表 前原 博之
岐阜市柳津町宮東3-131
TEL388-1860 FAX388-1860
T9-8109-3770-7319

複数の領収書を貼付
なお、支払伝票に貼

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	11										
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日												
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 資料購入費												
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額		百万		千	6	8	0	0	円
金 額		百万		千	6	8	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 6800円 按分率 100% 支払金額（政務活動費充当額） 6800円 $6800円 \times 100\% = 6800円$												
使 途 内 容	新聞代												

<領収書貼付欄>

自振【領 収 証】

北塚5丁目 90

竹市 勲 様

宛先名（※は納税対象）	部数	金額	備考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 6年12月分

お問合せNo. 975

(3) 79.00自振

(8%対象 3,400 税 252)

(10%対象 0 税 0)

合計金額

3,400 円

中日新聞 柳津専売店
前 原 新 聞 店
代表 前原 博之
岐阜市柳津町宮東3-131
TEL388-1860 FAX388-1868
T9-8109-3770-7319

自振【領 収 証】

北塚5丁目 90

竹市 勲 様

宛先名（※は納税対象）	部数	金額	備考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 7年 1月分

お問合せNo. 975

(3) 79.00自振

(8%対象 3,400 税 252)

(10%対象 0 税 0)

合計金額

3,400 円

中日新聞 柳津専売店
前 原 新 聞 店
代表 前原 博之
岐阜市柳津町宮東3-131
TEL388-1860 FAX388-1868
T9-8109-3770-7319

複数の領収書を貼
なお、支払伝票に

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	12											
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td></td> <td>千</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額		百万			千	6	8	0	0	円
金 額		百万			千	6	8	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 6800円 × 100% = 6800円													
使 途 内 容	新聞代													

<領収書貼付欄>

自振【領 収 証】

北塚5丁目 90

竹市 勲 様

品名等（※は軽減税率対象）	数量	金額	備 考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 7年 2月分

お問合せNo. 975

(3) 79.00自振

(8%対象 3,400 税 252)

(10%対象 0 税 0)

合 計 金 額
3,400 円

中日新聞 柳津専売店

前 原 新 聞 店

代表 前原 博之

岐阜市柳津町宮東3-131

TEL388-1860 FAX388-1860

T9-8109-3770-7319

自振【領 収 証】

北塚5丁目 90

竹市 勲 様

品名等（※は軽減税率対象）	数量	金額	備 考
*中日新聞（朝刊）	1	3,400	

令和 7年 3月分

お問合せNo. 975

(3) 79.00自振

(8%対象 3,400 税 252)

(10%対象 0 税 0)

合 計 金 額
3,400 円

中日新聞 柳津専売店

前 原 新 聞 店

代表 前原 博之

岐阜市柳津町宮東3-131

TEL388-1860 FAX388-1860

T9-8109-3770-7319

複数の領収書を貼付
なお、支払伝票に貼

7 広報広聴費

[illegible]

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	1																				
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日																						
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☒ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料購入費																						
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table>			金 額		百万		千					円				2	8	5	4	5	0	
金 額		百万		千					円														
			2	8	5	4	5	0															
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 285450円 按分率 100% 支払金額（政務活動費充当額） 285450円 $285450円 \times 100\% = 285450円$																						
使 途 内 容	市政報告作成費																						

<領収書貼付欄>

領 収 証		No. _____																	
竹市いさあ 様																			
<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table>			金 額	千	百	十	万	千	百	十	円		4	2	8	5	4	5	0
金 額	千	百	十	万	千	百	十	円											
	4	2	8	5	4	5	0												
但し 議会報告202408号 6,000円 内訳 上記の金額正に領収致しました。		税率 10% 税抜金額 ¥259,500- 消費税額 ¥25,950- 非課税金額 _____																	
令和 6 年 8 月 27 日																			
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">御 入 金 内 訳</th> </tr> <tr> <td>現 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 切 手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手 形</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振 込</td> <td>✓</td> </tr> <tr> <td>相 殺</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> </tr> </table>		御 入 金 内 訳		現 金		小 切 手		手 形		振 込	✓	相 殺		計		東 栄 社 印 刷 所 〒501-6081 岐阜県羽島郡笠松町東陽町23 TEL (058) 387-384 FAX (058) 387-728 登録番号 T1810770622360			
御 入 金 内 訳																			
現 金																			
小 切 手																			
手 形																			
振 込	✓																		
相 殺																			
計																			

複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。
 なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	2										
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日												
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☒ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料購入費												
支 払 金 額	<table><tr><td>金 額</td><td></td><td>百万</td><td></td><td>6</td><td>0</td><td>9</td><td>9</td><td>5</td><td>円</td></tr></table>			金 額		百万		6	0	9	9	5	円
金 額		百万		6	0	9	9	5	円				
※按分により支払 金額を算出する 場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 60995円 × 100% = 60995円												
使 途 内 容													
	市政報告配布代												
〈領収書貼付欄〉													

領収書

竹市勲 御中
〒501-6112
岐阜県岐阜市柳津町北塚5-90

発行日: 2024/09/18
領収書番号:90

合計金額	60,995 円
------	----------



但 ポスティング5,545部 上記正に領収いたしました

小計	55,450円	株式会社エリア・サービス
消費税	5,545円	登録番号:T4200001000702
(内訳)		〒500-8227
10%対象 ポスティング	55,450円(消費税 5,545円)	岐阜県岐阜市北一色9丁目17-
		TEL: 058-248-5751
		FAX: 058-248-5710

複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。
なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

岐阜市議会議員

竹市いさお

130

岐阜市政に対するご意見・ご要望は、
下記までお気軽にご連絡ください。

携帯 090-3255-3876

FAX (058) 387-6974



■令和7年度の国政要望

私は現在、市議会最大会派「自民岐阜」の政調会長を務めています。そこで来年度の予算要望を行うため、野田聖子衆議院議員同行のもと会派執行部のメンバーと、国土交通省・子ども家庭庁・財務省・経済産業省をそれぞれ訪問しました。そして岐阜市議会自民岐阜議員団で取りまとめた令和7年度の9省庁に対する47件の国政要望を行いました。

国土交通省では国道21号線高架化推進・名鉄高架事業や東海環状自動車道アクセス道路の支援、こども家庭庁では則武・合渡・柳津・佐波の各保育所園舎の建替えに係る補正予算措置などを要望しました。

財務省ではコロナ後遺症により罹患者が増加している筋痛性脳脊髄炎に係る財政的支援を、経済産業省では岐阜高島屋撤退に伴う大垣書店閉店に関連して、地方都市における書店振興プロジェクトの具体策を期待する思いと、コロナ禍後の中小企業資金繰り対策について、また尾崎正直国土交通大臣政務官には水道管路の耐震化に係る国庫補助と1立米あたりの補助要件緩和をそれぞれ要望しました。



どの省庁を訪問しても各省庁幹部が経験豊かな野田代議士に対して圧倒的な存在を感じていました。これは岐阜市政においてとても大きな財産であると思います。

要望した数々の項目はいずれも国県市が連携して進められる施策です。引き続きこのパイプをもとに実現に向けて微力を尽くしたいと思います。

数々の事前の段取りや準備対応をして頂いた野田事務所の秘書の皆様には心から感謝申し上げます。

今後も地域のために市議会議員として、まず第一に市民の皆様の声を真摯に受け止め、地域のニーズに応じた政策を推進していき、地域の発展と市民の皆様の幸福のために全力を尽くしてまいります。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

国政要望の様子



内閣府で工藤内閣府副大臣



国土交通省にて尾崎国土交通大臣政務官と

【子ども家庭庁】

就学前教育・保育施設整備交付金について、施設整備計画に支障が出ない様に万全な財源の確保の要望等

【文部科学省】

公立幼稚園及び幼稚園型認定こども園への支援と、中学校の休日部活動の地域支援について等

【厚生労働省】

带状疱疹ワクチンの定期接種化及び助成制度を創設することの要望、18歳までの子ども医療費無償化を国の責任において制度創設、死後に引き取り手のないご遺体及びその遺留金品の取り扱いについて等

【経済産業省】

書店振興プロジェクトの具体的な支援策とコロナ禍後の中小企業資金繰り対策について等

【国土交通省】

国道21号の市内立体化の早期完成と名鉄名古屋本線鉄道高架化事業の推進、公園・駅前再開発・境川総合治水対策特定河川事業の促進等治水関係、上下水道関係についての要望



経済産業省にて



財務省にて瀬戸財務大臣政務官と



【農林水産省】

岐阜市中央卸売市場再開発整備事業に対する支援と農地転用許可に係る指定市町村制度の柔軟な対応、市街化区域における農業振興に向けた必要処置について新たな補助金制度の創設などの環境整備の要望等

【環境省】

山林など傾斜のある場所における太陽光パネルの立地規制と廃棄物の適正処理及び資源の国内循環システムの促進についての要望

經理簿

8 事務費

年月日	番号	摘 要	支出額(円)	備 考
令和7年4月1日	1	自動車リース料	353887円	
"	2	燃料費	12162円	
"	3	"	8581円	
"	4	"	10460円	
"	5	"	11086円	
"	6	"	10339円	
"	7	"	10243円	
"	8	コピー複合機リース代	102960円	
"	9	通信費	105326円	
		合 計	625044円	
		科 目 計		

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経理番号	1												
作成年月日	令和 7 年 4 月 1 日														
使途項目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☒ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料購入費														
支払金額	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th style="width:15%;">金 額</th><th style="width:5%;">百万</th><th style="width:5%;">千</th><th style="width:5%;">百</th><th style="width:5%;">十</th><th style="width:5%;">円</th></tr> <tr> <td>3</td><td>5</td><td>3</td><td>8</td><td>8</td><td>7</td></tr> </table>			金 額	百万	千	百	十	円	3	5	3	8	8	7
金 額	百万	千	百	十	円										
3	5	3	8	8	7										
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 589812円														
	按分率 × 60%														
	= 支払金額（政務活動費充当額） 353887円														
使途内容	自動車リース料から初年度諸経費・期間中の自動車諸税・自賠責保険等保険料特別仕様・付属品代等・検査料を差し引いた金額（2949060円）を按分した金額 2949060円÷60回＝49151円×12ヶ月分＝589812円														
別紙添付															

複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。
 なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

リース保証入金明細書

契約者名	竹市 勲 様
------	--------

株式会社オリエントコーポレーション
クレジットセンター名古屋オフィス

令和7年4月1日付「リース保証入金証明書」における入金明細は以下のとおりです。

ご利用内容	
契約番号	
ご利用日	令和6年4月3日
商品名称	OAL/ZR-V/R06

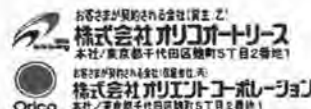
請求年月	請求金額							入金日	入金額							備考
令和6年4月	1	7	9	5	2	0	円	令和6年4月30日	1	7	9	5	2	0	円	
令和6年5月		8	9	7	6	0	円	令和6年5月27日		8	9	7	6	0	円	
令和6年6月		8	9	7	6	0	円	令和6年6月27日		8	9	7	6	0	円	
令和6年7月		8	9	7	6	0	円	令和6年7月29日		8	9	7	6	0	円	
令和6年8月		8	9	7	6	0	円	令和6年8月27日		8	9	7	6	0	円	
令和6年9月		8	9	7	6	0	円	令和6年9月27日		8	9	7	6	0	円	
令和6年10月		8	9	7	6	0	円	令和6年10月28日		8	9	7	6	0	円	
令和6年11月		8	9	7	6	0	円	令和6年11月27日		8	9	7	6	0	円	
令和6年12月		8	9	7	6	0	円	令和6年12月27日		8	9	7	6	0	円	
令和7年1月		8	9	7	6	0	円	令和7年1月27日		8	9	7	6	0	円	
令和7年2月		8	9	7	6	0	円	令和7年2月27日		8	9	7	6	0	円	
令和7年3月		8	9	7	6	0	円	令和7年3月27日		8	9	7	6	0	円	

以 上

1 自動車リース申込書並びに保証委託申込書 ・ オリコカード入会申込書

契約番号 - - -

お申込年月日 令和6年2月21日 契約年月日



自動車リース契約並びに保証委託契約の概要	ALH04
個人情報の取扱いに関する事項	22/08AL
自動車リース契約並びに保証委託	LH04
契約約款	
クレジットカード会費規約の概要	U10

B
お客さま用

お申込者(甲) フリガナ※ タケイチ イサオ
お名前※ 竹市 勲
ご住所※ 〒 501-6112 岐阜県岐阜市柳津町 北塚5丁目90番地
電話※ 自宅 058-387-4636 携帯※

お名前 連帯保証人 予定者 ※
※連帯保証人予定者は、本契約成立の際、連帯保証人となります。

リース車両の内容

車名	ホンダ ZR-V
グレード	e:HEV Z
登録	新車
型式	6AA-R26
オプション	ETCセットアップ、DRC2CAMセット、Dダイヤコート、ハッスイF、Dハッスイプレート、Pハッスイプレート、無限スタイル、無限Fバン、無限サイド、無限ハイド、タイヤ割き、SステップGARN、パドルライト、フットライト、無限ドア、無限ナット、TV/NAVI-C、テールゲートDEC、プラチナホワイトパール、点検パック、延長保証マシ
ナンバー区分	自家用ナンバー
排気量	2,000cc
色	
売主	表記代理店
車両使用場所	お申込住所と同一
事業所名	電話
書類送付先	お申込住所

車検のご案内等のメンテナンス関係書類は車両の使用場所に送付します。

*預金口座へのご入金、お支払日の前日までお願い致します。

- カード申込はご契約者が個人さまの場合のみのお取扱となります。
- 本契約の連帯保証人はカードの債務について責を負いません。
- カードご利用の場合、お支払方法は本契約と同一の方法となります。(口座振替)

重要事項の確認を必ずお願いします

リース期間満了時点の車両査定価格と右記残存価格に差額が発生した場合は差額精算となります。車両査定価格が残存価格より低い場合、差額はお客さまのご負担となります。

代理店... (商品(役務)等のお問い合わせ先)

名称 日本リースカー株式会社
代表者 山田 典宏
住所 岐阜県岐阜市則武東1-8-29
電話 058-214-4577
担当者氏名

計算NO. 7305802-0001-0057

S-PrINO. 240206-67370

ご契約の内容

1	リース期間	車両登録日(または名義変更日) から		60ヶ月		*リース開始日・満了日は別途、納車確認書にてご通知します。		
2	月額リース料	月額リース料	81,600 円	消費税	8,160 円	①合計	89,760 円	60 回②
		ボーナス月リース料	0 円	消費税	0 円	③合計	0 円	0 回④
		ボーナス月 (*)月	月額リース料合計⑤(①×②+③×④)					5,385,600 円
	別枠リース料(頭金)	別枠リース料	0 円	消費税	0 円	⑥合計	0 円	
	お支払総額	リース料総額	4,896,000 円	消費税総額	489,600 円	お支払総額(⑤+⑥)		
支払方法	初回支払月	リース開始月の翌月(注)	初回合算回数	2 回	初回支払額	179,520 円 (消費税込)		
	別枠リース料は除く注)口座振替の手続きまたは前契約の手続(再リースの場合)の関係上、初回支払月がリース開始月の翌々月以降となる場合があります。					毎月27日口座振替(丙の口座に振替)		
3	リース料に含まれる費用	☐ 登録諸費用	☐ 自動車重量税 (登録時のみ)	☐ メンテナンスサービス				
		☐ 自動車税環境性能割	☐ 自動車損害賠償責任保険料 (登録時のみ)					
		☐ 自動車税	☐ 自動車任意保険料 (項番7参照)			(項番4参照)		
4	メンテナンスサービス内容	☐		☐				
		☐		☐				
		☐		☐				
		☐		☐				
		☐		☐				
		☐		☐				
		☐		☐				
		☐		☐				
		☐		☐				
		☐		☐				
5	残存価格	オープン・エンド契約(精算あり) 1,100,000円 (消費税別)			6	契約走行キロ	月間 1,000km	
7	特約事項							

自動車リース契約並びに保証委託契約約款

別紙契約者(以下、甲という)は、別紙貸主(以下、乙という)と、第1条の条件で成立する自動車リース契約を締結し、かつ別紙保証会社(以下、丙という)と、第2条の条件で成立する保証委託契約を締結します。

【リース契約条項】

第1条(リース契約) 1. 乙は別紙の自動車(以下、自動車という)を甲にリース(賃貸)し、甲はこれを借り受けます。2. リース契約は、甲、丙間の保証委託契約が成立し、乙が所定の手続きを経て承認した時に成立するものとします。3. 甲及び乙は、リース契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の諸法令を遵守します。4. 甲及び乙は、乙を自動車検査証上の所有者、甲を自動車検査証上の使用者として自動車を登録することに合意します。5. リース契約は、リース契約条項及び法令に定める場合を除き第2条に定めるリース期間の途中での解除又は解約ができません。

第2条(リース期間) リース期間は、別紙第1項記載のとおりとし、第1条第4項に定める自動車の登録が完了した日、又は乙が指定した日から起算します。

第3条(リース料及び支払方法) 1. 甲は、別紙第2項のリース料及び消費税法の税率に基づく消費税並びに地方消費税(以下、消費税等)を乙へ支払います。2. リース料の支払方法は、別紙第2項に定めるとおりとします。3. リース料には別紙第3項の費用が含まれます。4. 甲は、リース期間中、理由のいかなを問わず、乙に対するリース料その他リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の贈与を受けることはできないものとします。5. 甲が第8条によるメンテナンスサービスを受けなかったときでも、乙は、リース料の減額又は返還をしません。

第4条(自動車の納入・引渡し) 1. 乙は、自ら又は別紙代理店もしくは乙が指定する者を介して、甲に自動車を引渡します。2. 甲は、自動車の納入を受けた後、直ちに自動車を点検し、自動車の規格、仕様、品質、性能等(以下これを総称して性能等という)に不適合がないことを確認します。3. 乙は、甲に対し、納入確認書を送付し、甲が納入確認書を受理した日から14日以内に書面にて異議を申し立てない場合、乙から甲へ完全な状態で自動車の引渡しがあったものとします。尚、甲が乙又は別紙代理店もしくは乙が指定する者に対し売主所定の車両受領書を交付したときも、同様に、乙から甲への自動車の引渡しがあったものとします。4. 甲が自動車を点検する際に自動車の性能等の不適合を発見したときは、甲は直ちにその旨を書面にて乙に通知するものとします。甲がこれを怠った場合には、自動車が完全な状態で引渡されたものとみなします。5. 天災、地震、戦争、暴動、内乱、法令の改定・制定、公権力による命令・処分、ストライキその他の争い行為、輸送機関の事故、登録の遅延、売主の引渡しの遅延、その他乙の責に帰し得ない事由による自動車の引渡し遅延又は引渡し不能の場合、乙は一切の責任を負いません。6. 甲が正当な理由なく自動車の引渡しを受けることを拒み、又は甲の責に帰すべき事由により乙が自動車を引渡すことができない場合は、乙は何らの催告なく本契約を解除することができるとします。

第5条(自動車の性能等の不適合) 1. 自動車の性能等の不適合があった場合、並びに自動車の選択、決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は自動車の性能等の不適合に対する修理等の履行、自動車の性能等の不適合に起因する損害の賠償の責任を負わないものとします。2. 引渡し時に発見された自動車の性能等の不適合及び引渡し後に発見された自動車の性能等の不適合について、甲は売主に対して修理、整備等の履行、自動車の性能等の不適合に起因する損害が生じたときはその損害の賠償を請求するものとし、その範囲、条件については自動車の保証書の定めに従います。尚、乙は、甲の売主に対する請求権行使のために乙が必要と認める範囲内にこれに協力します。3. 前各項の修理等の履行、又は損害の賠償を請求する場合においても、甲はリース料その他リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の贈与を受けることやリース契約の変更又は解除をできません。

第6条(自動車の使用・保管等) 1. 甲は、自動車の引渡しを受けたときから、善良な管理者の注意をもって自動車を運用・保管するものとし、使用・保管に際しては、法令及び官公庁の規則並びに自動車製造会社の定める取扱説明書及び整備手帳(メンテナンスノート)の指示事項を遵守します。2. 甲は、自動車の登録の際に申請した使用の本質の位置及び保管場所にて自動車を運用・保管します。3. 甲は、自動車を安全で良好な状態に保つよう運行前点検及び日常の点検・整備並びに法令に基づく継続検査を受ける等、自動車の維持管理を行います。4. 甲は、自動車が損傷を受けたときは、その原因のいかなを問わず修繕・修復を行います。又、自動車が修復不能な場合は、第14条の規定に従います。5. 甲は、前各項のために要した一切の費用について、リース料に含まれるものを除いて負担します。6. 乙又は乙の指定する者は、自動車の保管場所等に立ち入り、自動車の現況及び使用、保管の状況を調査することができます。又、甲は、乙から自動車の現況及び使用、保管の状況について説明・資料の提供等の申し入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。7. 甲は、乙から自動車に乙の所有を示す表示、標識等を設置するよう申し入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。8. 甲は、自動車を寒冷地等使用する場合は、又は塩害、悪臭の残留等によって自動車の価値の低下を招く恐れのある地域もしくは用途に使用する場合は、事前に乙の書面による承諾を得るものとします。尚、当該事由に対する乙の承諾は甲の積算義務に何らの影響も与えないものとし、別紙第5項の残存価格がクローズド・エンド契約(積算なし)の場合においても、当該事由により自動車の価値が減少した場合には甲は乙に損害を賠償するものとします。

第7条(自動車の登録等) 1. 甲は、乙が「登録簿別情報制度」等、国土交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用・活用することについて、異議がないことをあらかじめ承認します。2. 乙において、番号変更、住所変更、又は合併・会社分割・資本譲渡等に基づく自動車の所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録を行う必要が生じた場合には、乙がこの変更登録・移転登録を行うことを甲はあらかじめ承諾すると共に、甲を代理して自動車検査証の記載事項の変更手続きを行うことをあらかじめ承認します。又、これらの手続きに関連して甲にて対応する事項がある場合には、これに協力します。

第8条(メンテナンスサービス) 1. リース料にメンテナンスサービスが含まれる場合には、乙は甲に対し、乙の指定する整備工場(以下、指定工場という)で、別紙第4項の〇印を付した項目の範囲内で別紙第5項記載の契約走行キロ数(以下、契約走行キロ数という)を基準として追加したメンテナンスサービスを提供します。これらに伴う費用は、別紙第2項のリース料に含まれるため、甲は、この費用を負担する必要はありません。2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する場合にも、メンテナンスサービスの範囲外とし、その費用は甲の負担とします。(1)甲の故意、過失又は契約違反に起因する自動車の修理、改造、部品交換、尚、甲が、法令で定められた点検整備及びリース契約に含まれるメンテナンスサービスの全部又は一部を受けなかったことにより、自動車に不具合が生じた場合の修理は、甲の過失に起因する修理とみなします。(2)天災地変その他の不可抗力に起因する自動車の修理、改造、部品の交換。(3)法令又は官公庁の指示、指導に基づく自動車の修理、改造、部品の交換、取付。(4)指定工場以外で、乙又は指定工場の承諾なしに行なった別紙第4項に定めるメンテナンスサービス。(5)甲の過失による損傷等における別紙第3項に定める自動車保険契約の保険金又はメンテナンスサービスの車両保険免責特約が補填されない修理費用(保険対象外及び保険金超過)。(6)音、振動その他自動車の機能上影響のない感覚的な事象の整備又は修理費用。(7)自動車を使用できないことにより発生する休業補償、営業損失等の損失。(8)日常点検費用、洗車費用等のメンテナンスサービス以外の費用。(9)特装車両の塗装・換装部の修理、整備費用。(10)甲が契約走行キロ数を超過したことにより発生した追加修繕・メンテナンス等の費用。(11)前各号のほか、別紙第4項記載のメンテナンスサービス以外の費用。3. 甲は、乙の割合により割合に定める自動車の継続検査を早期に行った場合においても、第2条のリース期間内に通常行なうべき継続検査の回数を超過して継続検査を行いません。4. 第2項第4号の規定にかかわらず、甲は、緊急やむを得ない場合又は指定工場が相当と認めた場合には、乙又は指定工場の承諾を得て他の整備工場から自動車のメンテナンスサービスを受けることができます。5. 甲が、メンテナンスサービスを受けるときは、甲は、指定工場に事前に連絡し、メンテナンスサービスを受ける場所及び日時等につき指定工場と協議の上決定するものとします。6. 甲が初回した場合も、指定工場によるメンテナンスサービスの提供が困難と乙が認めた場合、乙は甲に別代営の整備工場を指定するものとします。7. 前項に開くらず、乙が地域等により代替の整備工場を指定できない場合には、乙は本契約をメンテナンスサービスを含まない契約へ変更するものとします。8. 甲は予めこれを承認します。9. 前項により乙が本契約をメンテナンスサービスを含まない契約へ変更する場合には、別紙第2項のリース料を乙所定の計算方法により、メンテナンスサービス費用相当額を減額したリース料とするものとします。尚、変更前のメンテナンスサービス費用相当額については、理由の如何を問わず返金しないものとします。9. 甲が、自動車の定期検査を行う場合において、指定工場が保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的の方法により道路運送車両法で定められている整備情報処理機関に対し、提供することを承諾します。

第9条(事故拒否制度にかかわる警察等への確証に関する同意) 1. 甲は指定工場が自動車の継続検査等の手続きを代行する時に、放置違反金滞納の有無を確認するため、一般社団法人日本自動車整備協会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行うことにあらかじめ同意します。又、インターネット照会の結果、指定工場が各部通府県警察に対してのファクスのによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に署名又は押印します。2. 放置違反金の滞納等に起因して自動車の継続検査が遅延又は不能となると乙は一切の責任を負いません。尚、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得にかかる一切の費用は甲が負担します。

第10条(代車の提供) 1. 別紙第4項記載のフルメンテナンスに限り、第8条のメンテナンスサービスとして行なう継続車検、法定点検、定期点検、故障修理等に指定工場入庫後3日以上を要する場合には、乙は甲の要求に基づき3日目より、乙又は指定工場の選定する代車(以下、代車という)を甲に無償で貸渡します。甲は、代車が別組の自動車と異なる車種であってもあらかじめこれを承認します。2. 前項にかかわらず、別紙第4項記載のメンテナンスサービス内容に代車提供フリー特約が含まれる場合には、乙は甲の要求に基づき、指定工場入庫時から、代車を甲に貸渡します。甲は、代車が別組の自動車と異なる車種であってもあらかじめこれを承諾します。3. 甲は、前各項により提供を受けた代車の使用、保管については、別組の自動車と同等の管理を行います。4. 本条の代車に付保されている自動車保険の契約内容が、本契約の自動車の保険契約の内容と異なる場合であっても甲はあらかじめこれを承諾します。又、万一保険事故が発生し、代車の保険契約により補填されない損害が生じたときは、甲がその全額を負担します。5. 甲は、代車の使用中に、当該代車に同じ道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担します。乙又は乙の委託により代車を提供した者が警察等から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合も同様とします。6. 甲が代車の使用中に違法駐車をしたことにより、乙又は乙の委託により代車を提供した者が道路交通法の放置駐車反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合等又は、代車の引取りに要した費用等を負担した場合には、甲は乙に対して放置違反金相当額及び乙が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、甲は、乙に対して、直ちにこれらの金額を支払うものとします。7. 甲は、代車が警察より移動された場合には、乙の判断により、乙又は乙の委託により代車を提供した者が、代車を警察から引き取る場合があることをあらかじめ承諾します。

第11条(契約月間走行キロ数) 1. 自動車の契約月間走行キロ数は、別紙第8項に定めるとおりとします。2. 甲が乙に自動車を返還した際、前項の契約走行キロ数を超過した場合は、甲はリース契約が終了した時点における超過走行距離1kmにつき15円(税別)の超過稼算金を負担します。3. 第1項の契約走行キロ数を超過したことにより、乙が追加修繕・メンテナンス等を行った場合又は自動車の価値の減少等の損害を被った場合には、甲はその補修費用及び損害額を乙に支払います。4. 返還された時点の自動車の契約走行キロ数の月間平均が、契約走行キロ数に満たない場合であっても、これを理由として甲が乙に対しリース料の積算等を請求することはできません。5. 別紙第5項の残存価格がオープン・エンド契約(積算あり)の場合は、第2項及び第3項の費用を適用しないものとします。

第12条(第三者に対する責任) 次の各号に定める損害が生じたときは、甲はこれを引き受けて賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求及び次款、直ちにその賠償額及び問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとします。(1)甲による自動車又はメンテナンスサービス中の代車の使用・保管に起因して第三者に対し、人的又は物的損害(盗難に起因した自動車により引き起こされた事故による人的又は物的損害を含む)が発生した場合。(2)甲がリース契約に違反したため、乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む)が発生した場合。

第13条(禁止行為等) 1. 甲は、リース契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙又はその承継人に対して有する債権とを相殺できません。2. 甲は、自動車を第三者に譲渡、転貸、担保等に差し入れたら、その他、乙の所有権を侵害するような行為をしません。3. 甲は、乙の事前の書面による同意を得ない限り、次の各号の行為ができません。(1)自動車の改造、構造変更等を行い、又は自動車に特別仕様部品、機密部品を装着する等、自動車の現状を変更すること。(2)自動車検査証の記載を変更し、又は自動車の用途、使用の本質の位置、保管場所等を変更すること。4. 自動車に装着又は貼付した他の物品の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、全て無償で乙に帰属します。5. 第三者が自動車についての権利を主張し、又は保全処分もしくは強制執行等により乙の権利を侵害するおそれが生じた場合には、甲は、乙の所有自動車であることを主張証明してその侵害を防ぐとともに、その事情を直ちに書面にて乙に報告します。6. 本条において、乙がリース契約に定める乙の権利を保全するため必要な措置をとったときは、甲は乙の支払った全ての費用(口座振替再振替料、報告費用、自動車引取費用、新設・保全費用及びその弁護士費用並びに処分までの保管費用等)を負担します。7. 甲は、日本国内でのみ自動車を使用するものとし、日本国外に自動車を持ち出すことはできないものとします。

第14条(自動車の盗失・損傷等) 1. 自動車の返還までに生じた自動車の盗難、滅失、損傷等についての一切の危険は、すべて甲が負担します。2. 詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、甲は、盗難届又は紛失届を速やかに所轄の警察署に提出します。3. 自動車が盗難、滅失(所有権の侵害を含む)、又は修理不能の損傷を受けた場合には、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、損害金として、別紙第5項の残存価格がオープン・エンド契約(積算あり)の場合はリース料の残額と残存価格及び使用済自動車の再買込率に関する法律に基づきリサイクル料金等(以下、リサイクル料金等という)の合計額から別紙第3項の費用のうち支出を要しなくなった費用を差し引いた金額を、残存価格がクローズド・エンド契約(積算なし)の場合はリース料の残額とリース期間満了時の定価額超過に基づき自動車損傷及びリサイクル料金等の合計額から別紙第3項の費用のうち支出を要しなくなった費用を差し引いた金額を、返還なく乙に支払います。但し、乙が第15条の保険金を受領したときは、甲はその金額を限度として損害金のうち支払義務を免れます。4. 甲が前項の損害金を支払ったときは、この自動車についてのリース契約は終了します。

第15条(保険契約) 1. 乙は、自動車について、別紙第3項により、リース料に自動車損害賠償責任保険料が含まれる場合は、法令に基づく自動車損害賠償責任保険契約を締結します。但し、リース料に自動車損害賠償責任保険料が含まれない場合は、甲はリース契約とは別に、甲の責任と費用により、自動車損害賠償責任保険契約を締結するものとし、自動車損害賠償責任保険証券の写しを乙に提出します。2. 乙は、自動車について、別紙第3項により、リース料に自動車任意保険料が含まれる場合は、別紙第3項の自動車任意保険契約(車両保険の被保険者は乙)を締結し、リース期間中これを継続し、乙は保険証券の原本又は写しを保管します。但し、リース料に自動車任意保険料が含まれない場合は、甲は、リース契約とは別に、甲の責任と費用により自動車任意保険契約を締結し、リース期間中これを継続します。この場合、保険証券の原本は甲が保管し、乙から保険証券の写しを求められた場合、甲は速やかに乙に提出します。3. 保険で補填されない損害(保険適用外、保険金額超過、保険免責等)は、一切甲が負担します。4. 保険契約自体に関する取決めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

第16条(事故処理) 1. 事故発生の場合、甲又は自動車の運転者は、道路交通法第72条に基づき、直ちに事故現場における危険防止措置、並びに負傷者の救護措置を講じるとともに、参寄りの警察署に届出ます。2. 前項の場合、甲又は自動車の運転者は、直ちにその旨を警察で乙及び保険会社へ通知するとともに、事故処理にあたるものとします。3. 事故の処理にあたっては、甲は、保険会社と示談交渉権がある場合を除き自主的に解決を図るものとします。乙又は保険会社に不利な内容を含む第三者との間に締結しません。尚、その際、乙又は保険会社の指図を要する場合には、乙は保険会社と連携し乙が認める範囲内でこれに協力します。4. 事故解決にあたって、甲及び乙は保険金請求に必要な書類の提出など解決に向けて協力します。

第17条(自動車の返還) 1. リース契約がリース期間の満了、契約解除その他の事由により終了したときは、甲は、直ちに自動車を乙の指定する場所に返還し、その費用を負担します。2. 自動車の返還が遅延した場合には、甲は、返還までにリース契約に定めたリース料相当額(1ヶ月未満は1ヶ月として計算します)を支払うとともに、この契約の諸条項に従います。3. 返還された自動車に自然の減耗・消耗及び第13条第3項に基づいて乙が承認したものを除き、甲は自動車を原状に修復カーナビゲーションシステムその他情報機器に登録されている情報の消去を含む以上で乙に返還します。甲が自動車を原状に修復せず乙に返還した場合、乙は甲にその修復に要する費用を請求し、甲は直ちに乙に支払います。4. 甲が自動車の返還を遅延した場合には、乙又は乙の指定する者は返還し、催告なしに自動車をその所在地から引き揚げることができるものとします。甲はこれを妨害し、拒むことはできません。この場合、甲は自動車の引き揚げ等に要した一切の費用を直ちに乙に支払います。

第18条(再リース) 前条の規定にかかわらず、リース期間の満了後も甲が引き続きリースを希望するときは、満了の3ヶ月前までに乙に書面で申し出るものとし、乙が承認した場合には、甲、乙は期により定めた条件で再リース契約を締結することができます。

第19条(残存価格の精算) 別紙第5項の残存価格がオープン・エンド契約(精算あり)の場合、返還された自動車の査定価格が残存価格を超えるときは乙は甲にその差額を支払い、査定価格が残存価格に達しないときは甲は乙にその差額を支払います。2.前項の精算において、甲は自動車の抹消登録費用、運送費、査定費用等の処分に要した一切の費用を別途乙に支払います。

第20条(期限の利益喪失・契約解除) 1.甲が次の各号の一つにでも該当した場合には、甲は、乙からの何らの通知、催告によらず、リース契約に基づく債務について期限の利益を失うものとし、直ちにリース料の残額全部を支払い、自動車を返還します。(1)リース料その他の乙に対する金銭債務の支払を1回でも怠ったとき。(2)支払を停止したとき、又は自ら提出した手形、小切手が不渡りとなったとき。(3)仮差押え、差押え、仮処分、強制執行、競売などの申立を受けたとき、公租公課を滞納し、もしくは滞納処分を受けたとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を受けたとき。(4)事業を廃止もしくは解散したとき、又は官公庁から業務停止の処分を受けたとき。(5)後見開始もしくは保佐開始の審判を受けたとき、又は逮捕、失脚もしくは刑事上の処罰を受けたとき。(6)死亡したとき。(7)経営が著しく悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき。(8)自動車について必要な保存行為をしないとき。(9)その他リース契約条項又は乙との間の他の契約条項の一つにでも違反し、乙が期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、これに応じないとき。(10)連帯保証人予定者が前各号の一つにでも該当した場合において、乙が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき。(11)前各号のほか、乙の債権保全のために必要と認められる相当の事由が発生したとき。2.甲又は連帯保証人予定者が、前項各号の一つにでも該当した場合においては、乙は、通知により直ちにリース契約を解除することができます。3.乙は、前各項の何れをも任意に選択することができます。

第21条(契約解除時の取扱い) 前条第2項又は第35条第3項により乙がリース契約を解除した場合には、次の各号の規定が適用されます。(1)甲は、損害賠償金として、残存価格がオープン・エンド契約(精算あり)の場合は、リース料の残額と残存価格との合計額を、残存価格がクロズド・エンド契約(精算なし)の場合は、リース料の残額とリース満了時の定期償却法に基づく自動車減価額の合計額を、直ちに乙に支払います。又、自動車が永久抹消登録となる場合は、リサイクル料金等相当額を併せて支払うものとします。(2)甲は、自動車を乙の指定する場所に返還し、その費用を負担します。(3)前号による自動車の返還については、第17条の規定を準用します。(4)乙は、返還を受けた自動車について乙の選択により相当の価格で処分するか又は相当の基準によってその価格を評価し、処分額又は評価額からそれに要した一切の費用を差し引いた上、第1号の損害賠償金が支払われた場合に限り、同賠償金を限度として甲に返還します。

第22条(費用の負担) 1.甲は、リース契約が締結された後に次の各号の事由によりリース料に含まれる費用の増加及び追加が生じた場合は、その増加及び追加した費用を負担します。又、支払方法については、乙の定めによるものとします。(1)法令又は官公庁の指示により自動車の仕様変更に伴う整備、部品取付、交換などが生じたとき。(2)登録諸費用、自動車税その他の租税公課が増額されたとき。(3)自動車損害賠償責任保険料が増額されたとき。(4)自動車保険の保険条件の変更により保険料が増額されたとき。(5)リース契約による取引に関して租税公課が増されたとき。2.別紙第2項の消費税等額は、本契約の成立日現在の消費税の税率により計算したものであり、当該税率が変更されたときは、甲はその変更後の税率により計算した消費税等額を乙に支払うものとします。

第23条(特約事項) 別紙第7項に定める特約は、リース契約の他の条項に優先して適用され、リース契約と異なる合意はここに記載するか、別に書面にて甲、乙が合意しなければ効力はないものとします。

第24条(ロードサービス利用) 甲は、乙の定めるロードサービス規定を承認し、遵守の上、ロードサービスを利用するものとします。乙は、甲に事前又は事後に通知することにより、ロードサービス内容の変更、ロードサービスの中止又は終了することができるものとし、甲はこれを承諾します。但し、この場合でもリース料の変更は行いません。

【保証委託契約条項】

第25条(保証委託及び資金代行) 1.甲は、リース料支払債務、損害賠償債務、残存価格の精算に係る支払債務その他リース契約に基づき乙に対して負担する一切の債務を、丙が連帯保証することを委託し、丙はこれを承諾します。2.前項に基づき丙の保証の受託は、丙が所定の手続きをもって連帯保証することの承諾を乙又は別紙代理店に通知した時に成立します。3.甲は、丙が乙から委託を受けて、甲が乙に支払うリース料の請求、集金、及び通知、催告を代行することを承諾します。この場合、甲が丙に支払うことにより乙への支払がなされたものとします。4.前項の規定にかかわらず、別紙第2項の別枠リース料は、甲から直接乙へ支払います。

第26条(保証債務の履行) 丙は、甲及び連帯保証人予定者に対する事前通知なしに、いつでも乙に保証債務の一部又は全部の履行ができます。

第27条(求償権の事前行使) 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、丙は甲に対し保証債務の履行前であっても保証債務の全額について事前求償権を行使することができます。(1)第20条第1項各号に該当したとき。(2)リース契約が解除されたとき。(3)保証委託契約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失するなど信用状態が著しく悪化したとき。

第28条(求償権) 丙が乙に対して、保証債務を履行した場合、甲は、保証債務履行額、保証債務の履行に要した費用、及びこれらに対する遅延損害金として、保証債務の履行日の翌日から支払完了日まで年14.8%(1年365日の日割計算)の割合による金額並びに求償権の行使に要した費用その他一切の損害を、丙の請求により直ちに丙に支払います。この場合、甲が乙に対抗できる事由があっても、これをもって丙の求償権の行使には対抗できません。

第29条(自動車の保管) 1.甲が次の各号のいずれかに該当した場合、丙が求償権の保全のために必要と判断し、丙から自動車の一時預かりを要求されたときは、丙は保証債務の履行前であっても、甲は、直ちに自動車を丙に引き渡します。(1)第20条第1項各号に該当したとき。(2)リース契約が解除されたとき。(3)丙に対する他の金銭債務の支払を1回でも怠ったとき。2.甲は、前項に基づき丙に自動車を引渡した場合であっても、乙に対するリース料の支払いを免れることはできないものとします。

第30条(自動車の所有権) 1.甲及び連帯保証人予定者は、丙が乙に保証債務を履行したとき、又は保証債務履行前でも丙が要請し、乙が同意したときは、自動車の所有権が乙から丙に移転することについて、あらかじめ承諾します。2.前項により自動車の所有権が乙から丙に移転したときは、丙は、客観的にみて相当な価格をもって自動車を処分し、保証委託契約に基づく債務及び自動車の引取・保管・査定・換価に要する費用の弁済に充当することができるものとします。尚、この場合自動車に付加され一体となっているもの及び自動車の常用に供するために自動車に付属したものであるものがあるときは、自動車の処分に従うものとし、自動車の評価に含めるものとします。3.丙は、使用済自動車の再流通等に関する法律に基づくリサイクル料金等その他自動車の処分に伴い移転する費用及び料金等の対価を受領し、甲が保証委託契約に基づき丙に対して負担する債務に充当することができるものとします。

【リース契約及び保証委託契約の共通条項】

第31条(収納代行の取扱い) 甲がコンビニエンスストアの収納代行を利用してリース料又は丙に対する求償債務を支払ったときは、コンビニエンスストアがリース料又は丙に対する求償債務を受領したことにより、丙への支払いがなされたものとします。

第32条(遅延損害金) 甲がリース契約及び保証委託契約に基づく乙又は丙に対する支払いを遅延した場合には、甲は、支払うべき金額に対して年14.8%(1年365日の日割計算)の割合による遅延損害金を支払います。

第33条(費用負担) 1.甲はリース契約及び保証委託契約に基づく次の各号の費用を負担します。リース料、各種損害金、その他甲が負担すべき費用を銀行振込により支払った場合の振込手数料。2.乙又は丙が、リース契約及び保証委託契約に基づく権利を行使するために必要な措置をとった場合のそれに要した費用(弁護士費用を除く)。3.甲がリース料等の支払いを遅滞したことにより、丙が振替振込用紙の交付・再度口座振替等の再請求手続を行ったときは、1回につき330円(税込)。4.丙が訪問集金をしたときは、1回につき1,100円(税込)。5.丙が甲又は連帯保証人予定者に對し書面による通知・催告をしたときは、これらに要した実費。6.丙から甲又は連帯保証人予定者へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて550円～880円(税込)。

第34条(通知・報告等) 1.甲及び連帯保証人予定者は、第4条第4項、第13条第5項、第14条第3項、第16条第2項、及び第18条の各場合のほか、自動車の使用・保管に起因して人為的又は物的損害が生じたとき、詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったとき、甲又は連帯保証人予定者についてリース車両のご利用目的、住所(所在地)、氏名、名称(商号)、代表者、勤務先(職種)、事業の内容、実質的支配者の変更があったとき、財産、経営、業況の重要な変更、変化があったとき、及び甲又は連帯保証人予定者に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上、直ちに書面で乙及び丙に通知します。2.甲は、乙又は丙から請求があったときは、甲の事業又は勤務先の状況及び車の使用、保管の状況等を報告し、毎決算期の決算書等その他乙又は丙の指定する関係書類を提出します。3.リース契約及び保証委託契約に関する書面による乙、乙の代理人又は丙の意思表示が、別紙又は第1項に差つて通知を受けた甲又は連帯保証人予定者の住所(所在地)に差し送られたにもかかわらず、甲又は連帯保証人予定者に延着し、又は到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。4.甲及び連帯保証人予定者は、前項の延着又は不着により生じた損害及び不利益を、乙、乙の代理人及び丙に對し主張できません。5.甲又は連帯保証人予定者に発送した郵便物が、不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に、甲又は連帯保証人予定者に到着したものとみなします。6.甲及び連帯保証人予定者は、その財産、収入、信用等を丙又は丙の委託する者が調査しても何ら異議はないものとします。

第35条(反社会的勢力の排除) 1.甲及び連帯保証人予定者は、甲(甲が法人にあってはその代表者を含む)又は連帯保証人予定者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等構成員又は特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。(5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。2.甲又は連帯保証人予定者は、自ら(甲が法人にあってはその代表者を含む)又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。(1)暴力的な要求行為。(2)法的な責任を超えた不当な要求行為。(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。(4)風説を流布し、虚計を用い、又は威力を用いて乙もしくは丙の信用を毀損し、又は乙もしくは丙の業務を妨害する行為。5.その他前号に準ずる行為。3.甲又は連帯保証人予定者が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙又は丙は、直ちにリース契約又は保証委託契約を解除することができます。かつ、乙又は丙に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、甲又は連帯保証人予定者は、甲又は連帯保証人予定者に損害が生じたときでも、乙又は丙に對し何らの請求をしないものとします。

第36条(乙及び丙の権利の譲渡) 乙及び丙は、甲の承諾を要しないで、リース契約又は保証委託契約に基づく乙又は丙の権利の全部もしくは一部又は自動車の所有権を金融機関もしくは第三者に担保に入れ、又は譲渡することができます。

第37条(連帯保証) 1.連帯保証人予定者は、別紙事項、リース契約及び保証委託契約の各条項を承認の上、甲、乙及び丙に対して負担するリース料、自動車の使用及び返還にかかる費用並びにそれらの債務にかかる遅延損害金、損害賠償金、その他供たるすべての債務について、連帯保証するものとします。また、以下の各号に定める債務については、自動車リース契約書表紙の「お支払総額」を限度とし、その債務を連帯保証するものとします。(1)第10条(代金の提供)6項に定める、乙又は乙の委託先が負担する放置違反金相当額及び費用(2)第12条(第三者に対する責任)に定める、甲が乙に負担する賠償額等2.連帯保証人予定者は、乙又は丙がその都合によって担保又は他の保証を変更、解除しても、免責の主張、又は損害賠償の請求をしません。3.連帯保証人予定者が乙に対して丙の保証に係るリース契約に基づく債務につき保証をし、又は担保の提供をしたときは、丙と連帯保証人予定者との間の求償及び代位の関係は次のとおりとします。(1)丙が保証債務を履行したときは、連帯保証人予定者は丙に対して当該保証債務履行額の全額を支払い、丙に対し、負担部分の主張をしません。(2)丙が保証債務を履行したときは、連帯保証人予定者が当該債務につき乙に提供した担保の全部について丙が乙に代位し、乙の所有していた一切の権利を行使することができます。(3)連帯保証人予定者が乙に対する自己の保証債務を弁済したときは、連帯保証人予定者は、丙に対して何らの求償をしません。4.リース契約が、甲の事業のためにする契約である場合、連帯保証人予定者は、本件の連帯保証契約を締結するに当たり、甲から民法第465条の第1項各号に定める情報の提供を受けていることを確認するものとします。又、甲は、乙及び丙に対して、甲が連帯保証人予定者に提供したこれらの情報が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。5.乙及び丙が連帯保証人予定者の一人に対して行なった履行の請求は、甲に対しててもその効力が生じるものとします。

第38条(公正証書) 甲及び連帯保証人予定者は、乙又は丙から請求があったときは、甲の費用負担でリース契約及び保証委託契約につき強制執行承認条項を付した公正証書を作成します。

第39条(合意管轄) 甲及び連帯保証人予定者は、リース契約及び保証委託契約による取引について紛争が生じた場合は、訴訟のいかんにかかわらず、乙もしくは丙の本支店・センターの住所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(クレジットカード入金の申込み) 契約者は、クレジットカード(以下「カード」という)の入金を希望する場合、別紙記載の「クレジットカード会員規約の概要」を承認の上、カードの入金を申込みものとします。会社が入金を承認した場合、カードの交付時期、方法等は会社の任意とします。尚、会社が入金を承認しない場合であっても特に通知は行われません。

株式会社オリエントコーポレーション

お客様相談室

〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1

TEL03-5275-0211

(当社は電話リレーサービスに対応しています。)

株式会社オリコオートリース

〒110-0016 東京都台東区台東2丁目27番5号 日土地御徒町ビル

TEL03-6865-5515

個人情報の取扱いに関する条項（保証会社）

第1条（個人情報の収集・利用・保存） 申込者（契約者、会員、運営保証人予定者、運営保証人を含む。以下同じ）は、株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」という。）との本契約（本申込みを含む。以下同じ）に係る以下の個人情報（変更後の情報を含む。以下同じ）を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信（貸付審査、貸上り保証を含む。以下同じ）並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。①属性情報（本申込時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む。以下同じ）、eメールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等）②契約情報（契約の種類、申込日、契約日、利用店、利用店名、商品名、役名、役名及びその数量、期間、回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、残債額、支払回、毎月の支払額、支払方法、滞り口金等）③取引情報（本契約に関する利用履歴、月々の返済状況（内訳を含む）、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容）④支払能力判断情報（申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用履歴、返済状況等）⑤本人確認情報（申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項）⑥映像、音声情報（個人の肖像、音声を磁気的又は光学的媒体等に記録したもの）⑦公開情報（官報、電話帳、住宅地図等に記録されている情報）

第2条（個人情報の利用） (1) 申込者は、当社が当社のクレジット事業、カード事業及びその他の金融サービス事業（注1）における下記①及び②の目的のために第1条①②③の個人情報、下記③の目的のために第1条①②③④の個人情報を利用することに同意します。①市場調査、商品開発のため必要と向き企画、宣伝活動、印刷物の送付又は電話等による営業案内②契約又は法律に基づく権利の行使、債務の履行（注1）当社の金融サービス事業の具体的な内容については、当社ホームページ（<https://www.orico.co.jp>）等において公表しております。(2) 申込者は、当社が本契約に基づく当社の業務を国内又は外国にある第三者に委託する場合、情報の送付に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。

第3条（個人情報の取扱いに関する同意） 申込者は、本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信及び与信後の管理のため、当社が以下の情報を第三者から提供を受け個人データとして取得することに同意します。① 電話番号の現在および過去の有効性に関する情報②住所及び当該住所に所在する住所の現況（電気、ガス等の公共サービスに設置情報を含む）に関する情報

第4条（個人信用情報機関への登録・利用） (1) 申込者は、当社が申込者への与信又は与信後の管理のため、当社の加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の会員に対する当該情報の提供を要する者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に同意し、申込者が提供する個人情報が登録される場合には、当社がそれを利用することに同意します。(2) 当社の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。

①名称：株式会社シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸付法に基づく指定信用情報機関）
住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新館ファースト15階
お問合せ先：0120-810-414（<https://www.cic.co.jp>）
②名称：株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸付法に基づく指定信用情報機関）
住所：〒110-0014 東京都台東区上野1-10-14住友不動産上野ビル5号館
お問合せ先：0570-055-955（<https://www.jicc.co.jp/>）
(3) 申込者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員により申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	CIC	JICC
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の個人情報	下記の何れかが登録されている期間	同左
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年以内（但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日より1年以内）
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年以内

(4) 当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は以下の通りです。

当社の加盟する個人信用情報機関	CIC	JICC
	JICC	CIC
当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関	全国銀行個人信用情報センター (https://www.cen.orico.co.jp/pic/) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：03-3214-6020	同左

(5) 個人信用情報機関に登録する個人情報は、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号等の属性に関する個人情報、契約の氏名、契約日、商品名・役名・役名及びその数量、期間・回数、契約額又は債権額、支払回数、年間返済予定額、利用残高、支払状況等契約の内容、取引の履歴に関する情報の全部又は一部、及びその他各加盟する個人信用情報機関が定める情報となります。(6) 申込者は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合、その情報が当社の加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する請求期間中登録され、又、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員に提供されることに同意します。(7) 当社が加盟する個人信用情報機関は、当社ホームページにおいて公表しております。

第5条（個人情報の提供・利用） 申込者は、当社が下記の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

(1) 提供する第三者 金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む）、債権回収会社（以下これを総称して「金融機関等」という。注2）。
第三者の利用目的 当社の資金調達、流動性その他の目的のためになされる債権調査及び担保提供、入札、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。
(2) 提供する第三者 申込者が利用する販売店（役務提供事業者、リース会社等を含む）及び当社の提携先（本契約が提携商品による契約の場合に限る）。
第三者の利用目的 ①本契約及び商品等に関する売買契約、役務提供契約等に基づく申込者に対するサービスの履行、権利の行使、紛争等の防止及び調査・解決のため、
②本契約又はカードショッピングの請求のため、③商品、役務等の宣伝、印刷物の送付等による営業案内のため、④商品開発、市場動向調査・研究のため。
提供する個人情報 第1条の個人情報①②③のうち必要な範囲。
(3) 提供する第三者 融資会社（本契約が貸付ローンの場合に限る）。尚、ご利用融資会社は書面等にてお知らせします。
第三者の利用目的 与信及び与信後の管理のため並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、市場調査・商品開発のため。
提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。
提供する第三者 サービス会社である下記会社。
第三者の利用目的 貸り受け又は委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権を譲り受けて管理・回収を行うに当たって事前に当該債権の評価・分析を行うため。
提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

名称	住所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麹町5-2-1 5階	03-3222-0328
オリファサービス債権回収株式会社	東京都港区大田区1-3-21 ルージュスクエア新館イーストビル8階	03-6233-3480

(注2) 金融機関等の具体的な名称については、当社ホームページをご参照下さい。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除） (1) 申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部調査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。

(2) 当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実と異なること、不正誤り又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的な事実以外の事項に関してはこの限りではありません。(3) 当社が個人信用情報機関又は提供先に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該個人信用情報機関又は提供先に連絡して下さい。尚、開示・訂正・削除については、個人信用情報機関又は提供先の定めに従うものとします。

第7条（本条項に不同意の場合） 申込者は、申込者が本契約に必要な事項（本申込時に申込者が記載・入力すべき事項）の記入等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。但し、第2条(1)①②に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第8条（利用中止の申出） 申込者は、本条項第2条(1)①②の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとします。この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとり、但し、請求書等本契約の業務上の必要とされる書類（債権の記録の送付を含む）に開封（開送）される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

第9条（本条項が不成立の場合） 申込者は、本条項の不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由が如何を問わず第1条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報に当社において一定期間利用されることに同意します。

第10条（お問合せ窓口） 本条項に関するお問合せ及び第6条の開示・訂正・削除の請求並びに第8条の利用中止のお申出先は、下記お問合せ窓口又は取扱店とします。又、個人情報の開示手続等については、当社ホームページをご参照下さい。尚、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報取扱責任者（個人情報の保護と利用に関する所管部の担当役員）を配置しております。

第11条（条項の変更） 本同意条項は、法令に準拠する手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

＜お問合せ窓口＞ **株式会社オリコオートリース** (<https://www.orico.co.jp>)

お客様相談室 〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1

電話番号 03-5275-0211（当社は電話リレーサービスに対応しています。）

個人情報の取扱いに関する条項（貸主）

第1条（個人情報の収集・利用・保存） 申込者（契約者、運営保証人予定者、運営保証人を含む。以下同じ）は、株式会社オリコオートリース（以下「当社」という。）との本契約（本申込みを含む。以下同じ）に係る以下の個人情報（変更後の情報を含む。以下同じ）を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信（保証審査、貸上り保証を含む。以下同じ）並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。(A) 属性情報（本申込時に記載等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む。以下同じ）、eメールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等）(B) 契約情報（契約の種類、申込日、契約日、利用店、商品名、契約額、支払回数、毎月の支払額、支払方法、滞り口金等）(C) 取引情報（本契約に関する利用履歴、月々の返済状況等（内訳を含む）、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容）(D) 支払能力判断情報（申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用履歴、返済状況等）(E) 本人確認情報（本契約の申込に必要と認めた場合、申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項）(F) 映像、音声情報（個人の肖像、音声を磁気的又は光学的媒体等に記録したもの）(G) 公開情報（官報、電話帳、住宅地図等に記録されている情報）

別紙代理店には、申込者が本契約にもとづき記入した情報（別紙の※印項目欄に記載された個人情報）を本契約履行のために利用すること以外に、新商品・サービスに関する情報提供・案内のために利用することがあります。

22/08AL

C

第2条（個人情報の利用）

(1) 申込者は、当社が以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。 **お客さま用**

利用目的	当社の利用情報
① リース、販売先、加盟店管理業務等当社の商品・サービスを提供するに際しての与信管理、与信後の管理並びにこれらの商品・サービス提供にかかる契約上の権利の行使や債務の履行のため	(A)~(G)
② 契約の更新（解約、不返還）、債権の回収、権利等を含むサービスの管理・運営等のため	(A)~(G)
③ 市場調査、データ分析並びに新商品・サービスの開発の基礎資料とするため	(A)~(C)
④ お客さま向け企画・宣伝等、印刷物の送付等の営業案内のため	(A)~(C)
⑤ 契約又は法律に基づく権利の行使、債務の履行のため	(A)~(C)、(F)

(2) 申込者は、当社が本契約に関する照会、本契約の契約済案件等の契約管理業務を表記代理店に委託し、個人情報を委託業務の遂行に必要な範囲内で表記代理店に預託することに同意します。

(3) 申込者は、当社が本契約に基づくメンテナンス管理等の契約管理業務を日本カーソリューション株式会社（以下「カーソリューション株式会社」という。）に委託し、個人情報を委託業務の遂行に必要な範囲内で日本カーソリューション株式会社に預託することに同意します。

(4) 申込者は、第1条の当社の利用目的の達成に必要な範囲内で当社が上記(2)、(3)以外の第三者に業務委託する場合、委託業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第3条（個人情報の取扱いに関する同意）

申込者は、本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信及び与信後の管理のため、当社が以下の情報を第三者から提供を受け個人データとして取得することに同意します。①電話番号の現在および過去の有効性に関する情報②住所及び当該住所に所在する住所の現況（電気、ガス等の公共サービスに設置情報を含む）に関する情報

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1) 申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部調査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。当社は開示を求める場合には、第8条記載の窓口へご連絡ください。(2) 当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実と異なること、不正誤り又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的な事実以外の事項に関してはこの限りではありません。(3) 当社が提供先に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該提供先に連絡して下さい。尚、開示・訂正・削除については、提供先の定めに従うものとします。

第5条（個人情報の提供・利用）

申込者は、当社が以下の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った以下の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

提供先	提供目的	利用情報
① 契約物件の募集、購入、設置、貸付等を行う業者	契約物件の適切な募集、購入、設置、貸付等のため	(A)~(G)
② 債権回収の委託会社	債権回収業務のため	(A)~(E)
③ 債権回収・保証人	責任内債権の回収のため	(A)~(E)
④ 当社が契約物件を委託するリース会社の第三者から提供された分割融資先を貸付先、貸付先が当該融資先の場合	当社の資金調達のため	(A)~(G)
⑤ 当社が契約物件を委託するリース会社の第三者から提供された分割融資先を貸付先、貸付先が当該融資先の場合	当社の契約物件を確保するため	(A)~(G)
⑥ 当社が契約物件、契約上の権利等を（※）共有する予定となる第三者、またはその見込みの者	当社の負担をリスクを分散するため	(A)~(G)

第6条（本条項に不同意の場合）

当社は、申込者が本契約に必要な事項（本申込時に申込者が記載すべき事項・入力すべき事項）の記入等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。但し、第2条(1)④に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条（利用中止の申出）

申込者は、本条項第2条(1)④の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとします。この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとり、但し、請求書等本契約の業務上の必要とされる書類（債権の記録の送付を含む）に開封（開送）される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

第8条（本条項が不成立の場合）

申込者は、本条項の不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由が如何を問わず第1条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報に当社において一定期間利用されることに同意します。

第9条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

＜お問合せ窓口＞ **株式会社オリコオートリース**

契約管理部 〒110-0016 東京都台東区台東二丁目2番5号 日本労働賃付ビル10階

電話番号 03-6885-5512

申込者および運営保証人予定者は、本申込みにかかわる審査のためもしくは債権管理のために、株式会社オリコオートリース（以下「オリコ」という）が必要と認めた場合には、申込者および運営保証人予定者の住民票を両が取得し利用することに同意します。

覚 書

株式会社オリコオートリース代理店 日本リースカー株式会社（以下、甲という）と竹市 勲（以下、乙という）は令和6年2月26日にリース契約をした下記車両について、リース満了後に日本リースカーへ自動車を返却する事を確認いたします。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙両者が記名押印の上、各1通ずつ保有するものとします。

車 種	ホンダ ZR-V
所 有 者	株式会社オリコオートリース
使 用 者	竹市勲
納車予定日	令和6年3月26日

令和6年2月26日

（甲）

株式会社オリコオートリース代理店

岐阜市則武東1丁目8-29

日本リースカー株式会社

代表取締役 山田 典宏

（乙）

住所 岐阜市柳津町北堀5-90

氏名 竹市 勲

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	2											
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☒ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額		百万		千	1	2	1	6	2	円
金 額		百万		千	1	2	1	6	2	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 20271円 × 按分率 60% = 支払金額（政務活動費充当額） 12162円													
使 途 内 容	燃料費													

COSMO

納品書（領収書）

コスモ石油販売（株）西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

2024年04月21日 10:19 伝票No. 0257
通番4280

カード 様
XXXXXXXXXXXX
売上

11200
レギュラーガソリン P13 ¥8279
数量 51.42(L)
単価 2161
値引きQR 22 -103

合計 ¥8,176
(内消費税 253.8 ¥2766)
(内税分消費税 ¥743)
(10%税込対象額 ¥8176)
(10%消費税 ¥743)

承認No. 0007747321 処理通番 21552
支払方法 通常
端末番号: 7740577711339 IC
ATC: 00A3 カード決済番号: 00
APL: CREDIT
AID: A0000000031010

COSMO

納品書（領収書）

コスモ石油販売（株）西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

2024年05月29日 09:54 伝票No. 1144
通番2075

カード 様
XXXXXXXXXXXX
売上

11200
レギュラーガソリン P01 ¥4128
数量 25.64(L)
単価 2161
値引きQR 23 -77

合計 ¥4,051
(内消費税 253.8 ¥1379)
(内税分消費税 ¥368)
(10%税込対象額 ¥4051)
(10%消費税 ¥368)

承認No. 0007747966 処理通番 041
支払方法 通常
端末番号: 7740577711339 IC
ATC: 00A5 カード決済番号: 00
APL: CREDIT
AID: A0000000031010

COSMO

納品書（領収書）

コスモ石油販売（株）西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号: T5010001146720

2024年06月07日 15:47 伝票No. 2199
通番4409

カード 様
XXXXXXXXXXXX
売上

11200
レギュラーガソリン P13 ¥8197
数量 50.91(L)
単価 2161
値引きQR 23 -153

合計 ¥8,044
(内消費税 253.8 ¥2739)
(内税分消費税 ¥731)
(10%税込対象額 ¥8044)
(10%消費税 ¥731)

承認No. 0007756729 処理通番 22632
支払方法 通常
端末番号: 7740577711339 IC
ATC: 00A8 カード決済番号: 00
APL: CREDIT
AID: A0000000031010

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	3											
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日													
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☒ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td></td> <td>千</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>円</td> </tr> </table>			金 額		百万			千	8	5	8	1	円
金 額		百万			千	8	5	8	1	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 14302円 × 按分率 60% = 支払金額（政務活動費充当額） 8581円													
使 途 内 容	燃料費													

COSMO

納品書（領収書）

コスモ石油販売（株）西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号：T5010001146720

2024年07月04日 09:54 伝票No.0396
通番4109

XXXXXXXXXXXX カード 様
売上

11200
レギュラーガソリン P01 ¥5315
数量 32.41(L)
単価 164
値引きQR 3 -107

合計 ¥5,218
(内消費税 253.8 ¥1744)
(内税分消費税 ¥474)
(10%税込対象額 ¥5218)
(10%消費税 ¥474)
承認No.0007724874 処理通番 21514
支払方法 通常
端末番号:7740577711339 IC
ATC:00A9 カード・クレジット番号:0
APL: CREDIT
AID:A0000000031010

COSMO

納品書（領収書）

コスモ石油販売（株）西中部カンパニー
セルフステーション 市橋
岐阜県岐阜市 市橋 3丁目
1-3
TEL:058-333-1844 SS-083899
登録番号：T5010001146720

2024年07月31日 11:41 伝票No.2895
通番2118

XXXXXXXXXXXX カード 様
売上

11200
レギュラーガソリン P01 ¥6303
数量 38.67(L)
単価 163
値引きQR 3 -116

合計 ¥6,187
(内消費税 253.8 ¥2080)
(内税分消費税 ¥562)
(10%税込対象額 ¥6187)
(10%消費税 ¥562)
承認No.0007766449 処理通番 05343
支払方法 通常
端末番号:7740577708389 IC
ATC: カード・クレジット番号:00
APL: CREDIT
AID:A0000000031010

COSMO

納品書（領収書）

コスモ石油販売（株）西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号：T5010001146720

2024年08月12日 09:51 伝票No.0640
通番2477

XXXXXXXXXXXX カード 様
売上

11200
レギュラーガソリン P01 ¥2990
数量 18.57(L)
単価 161
値引きQR 3 -93

合計 ¥2,897
(内消費税 253.8 ¥999)
(内税分消費税 ¥263)
(10%税込対象額 ¥2897)
(10%消費税 ¥263)
承認No.0007727712 処理通番 05853
支払方法 通常
端末番号:7740577711339 IC
ATC:00A9 カード・クレジット番号:00
APL: CREDIT
AID:A0000000031010

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	4																				
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日																						
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☒ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料購入費																						
支 払 金 額	<table><tr><td>金 額</td><td></td><td>百万</td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>0</td><td>4</td><td>6</td><td>0</td><td></td></tr></table>			金 額		百万		千					円					1	0	4	6	0	
金 額		百万		千					円														
				1	0	4	6	0															
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 17434円 × 60% = 10460円																						
使 途 内 容																							
	燃料費																						



納品書（領収書）

納品書（領収書）

納品書（領収書）

コスモ石油販売（株）西中部カンパニー
セルフステーション 市橋
岐阜県岐阜市 市橋 3丁目
1-3
TEL:058-333-1844 SS-083899
登録番号：T5010001146720

2024年08月27日 12:16 伝票No.0296
通番2086

XXXXXXXXXXXX カード 様
売上

11200
レギュラーガソリン P01 ¥6789
数量 42.17(L)
単価 2161
値引きQR 23 -126

合計 ¥6,663

(内かきん税 253.8 ¥2269)
(内税分消費税 ¥606)
(10%税込対象額 ¥6663)
(10%消費税 ¥606)

承認No.0007788730 処理通番 07259

支払方法 通常

端末番号:7740577708389 IC

ATC:00AA カード"シ"クス番号:00

APL: CREDIT

AID:A0000000031010

コスモ石油販売（株）西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号：T5010001146720

2024年09月17日 17:20 伝票No.2383
通番2374

XXXXXXXXXXXX カード 様
売上

11200
レギュラーガソリン P01 ¥7303
数量 45.36(L)
単価 2161
値引きQR 23 -136

合計 ¥7,167

(内かきん税 253.8 ¥2440)
(内税分消費税 ¥652)
(10%税込対象額 ¥7167)
(10%消費税 ¥652)

承認No.0007743191 処理通番 04651

支払方法 通常

端末番号:7740577711339 IC

ATC:00AB カード"シ"クス番号:00

APL: CREDIT

AID:A0000000031010

コスモ石油販売（株）西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号：T5010001146720

2024年09月28日 09:38 伝票No.4824
通番2042

XXXXXXXXXXXX カード 様
売上

11200
レギュラーガソリン P01 ¥3673
数量 23.10(L)
単価 2159
値引きQR 23 -69

合計 ¥3,604

(内かきん税 253.8 ¥1243)
(内税分消費税 ¥328)
(10%税込対象額 ¥3604)
(10%消費税 ¥328)

承認No.0007779479 処理通番 05409

支払方法 通常

端末番号:7740577711339 IC

ATC:00AC カード"シ"クス番号:00

APL: CREDIT

AID:A0000000031010

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	5																		
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日																				
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☒ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料購入費																				
支 払 金 額	<table border="1"><tr><td>金 額</td><td></td><td>百万</td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>8</td><td>6</td></tr></table> 円			金 額		百万		千									1	1	0	8	6
金 額		百万		千																	
				1	1	0	8	6													
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 18478円 × 60% = 11086円																				
使 途 内 容	燃料費																				



納品書（領収書） 納品書（領収書） 納品書（領収書）

コスモ石油販売（株）西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
4 8 番 1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号：T5010001146720

2024年10月12日 09:13 伝票No.4146
通番5469

XXXXXXXXXXXX カード 様
売上

11200
レギュラーガソリン P19 ¥6021
数量 37.87(L)
単価 ¥159
値引きQR ¥2 -75

合計 ¥5,946
(内消費税 ¥53.8 ¥2037)
(内税分消費税 ¥541)
(10%税込対象額 ¥5946)
(10%消費税 ¥541)
承認No.0007757411 処理通番 30475
支払方法 通常
端末番号:7740577711339 IC
ATC:00AD カード"シックス番号:00
APL: CREDIT
AID:A0000000031010

コスモ石油販売（株）西中部カンパニー
セルフステーション 市橋
岐阜県岐阜市 市橋 3丁目
1-3
TEL:058-333-1844 SS-083899
登録番号：T5010001146720

2024年10月24日 11:26 伝票No.2533
通番4008

XXXXXXXXXXXX カード 様
売上

11200
レギュラーガソリン P13 ¥5902
数量 36.66(L)
単価 ¥161
値引きQR ¥3 -110

合計 ¥5,792
(内消費税 ¥53.8 ¥1572)
(内税分消費税 ¥527)
(10%税込対象額 ¥5792)
(10%消費税 ¥527)
承認No.0007722266 処理通番 21712
支払方法 通常
端末番号:7740577708389 IC
ATC:00AE カード"シックス番号:00
APL: CREDIT
AID:A0000000031010

コスモ石油販売（株）西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
4 8 番 1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号：T5010001146720

2024年11月18日 12:49 伝票No.0273
通番3305

XXXXXXXXXXXX カード 様
売上

11200
レギュラーガソリン P07 ¥6868
数量 42.66(L)
単価 ¥161
値引きQR ¥3 -128

合計 ¥6,740
(内消費税 ¥53.8 ¥2295)
(内税分消費税 ¥613)
(10%税込対象額 ¥6740)
(10%消費税 ¥613)
承認No.0007838554 処理通番 14975
支払方法 通常
端末番号:7740577711339 IC
ATC:00AF カード"シックス番号:00
APL: CREDIT
AID:A0000000031010

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	6																				
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日																						
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☒ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料購入費																						
支 払 金 額	<table><tr><td>金 額</td><td></td><td>百万</td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td><td>9</td><td></td></tr></table>			金 額		百万		千					円					1	0	3	3	9	
金 額		百万		千					円														
				1	0	3	3	9															
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 17233円 × 60% = 10339円																						
使 途 内 容	燃料費																						



納品書（領収書）	納品書（領収書）	納品書（領収書）
コスモ石油販売（株）西中部カンパニー セルフ西部 岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目 4 8 番 1 TEL:058-333-1857 SS-113391 登録番号：T5010001146720 2024年12月08日 10:38 伝票No.4991 通番2059 カード 様 XXXXXXXXXXXX 売上 11200 レギュラーガソリン P01 ¥6429 数量 39.93(L) 単価 2161 値引きQR 25 -200 合計 ¥6,229 (内ガソリン税 253.8 ¥2148) (内税分消費税 ¥566) (10%税込対象額 ¥6229) (10%消費税 ¥566) 承認No.0007787409 処理通番 06701 支払方法 通常 端末番号:7740577711339 IC ATC:00B0 カード"シ"クス番号:00 APL: CREDIT AID:A0000000031010	コスモ石油販売（株）西中部カンパニー セルフ西部 岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目 4 8 番 1 TEL:058-333-1857 SS-113391 登録番号：T5010001146720 2024年12月25日 10:12 伝票No.4361 通番3063 カード 様 XXXXXXXXXXXX 売上 11200 レギュラーガソリン P07 ¥5868 数量 34.72(L) 単価 2169 値引きQR 23 -104 合計 ¥5,764 (内ガソリン税 253.8 ¥1868) (内税分消費税 ¥524) (10%税込対象額 ¥5764) (10%消費税 ¥524) 承認No.0007768247 処理通番 14266 支払方法 通常 端末番号:7740577711339 IC ATC:00B1 カード"シ"クス番号:00 APL: CREDIT AID:A0000000031010	コスモ石油販売（株）西中部カンパニー セルフ西部 岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目 4 8 番 1 TEL:058-333-1857 SS-113391 登録番号：T5010001146720 2025年01月14日 10:40 伝票No.0559 通番3207 カード 様 XXXXXXXXXXXX 売上 11200 レギュラーガソリン P07 ¥5336 数量 31.76(L) 単価 2168 値引きQR 23 -96 合計 ¥5,240 (内ガソリン税 253.8 ¥1709) (内税分消費税 ¥476) (10%税込対象額 ¥5240) (10%消費税 ¥476) 承認No.0007758545 処理通番 12109 支払方法 通常 端末番号:7740577711339 IC ATC:00B2 カード"シ"クス番号:00 APL: CREDIT AID:A0000000031010

支 払 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	7																				
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日																						
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☒ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料購入費																						
支 払 金 額	<table><tr><td>金 額</td><td></td><td>百万</td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>4</td><td>3</td><td>円</td></tr></table>			金 額		百万		千										1	0	2	4	3	円
金 額		百万		千																			
				1	0	2	4	3	円														
※按分により支払 金額を算出する 場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 17072円 × 60% = 10243円																						
使 途 内 容	燃料費																						



納品書（領収書）

コスモ石油販売（株）西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号：T5010001146720

2025年01月26日 12:28 伝票No.4990
通番2395

カード 機
XXXXXXXXXXXX
売上

11200
レギュラーガソリン P01 ¥3952
数量 23.11(L)
単価 171
値引きQR 5 -116

合計 ¥3,836

(内消費税 253.8 ¥1243)
(内税分消費税 ¥349)
(10%税込対象額 ¥3836)
(10%消費税 ¥349)

承認No.0007760804 処理通番 06510

支払方法 通常

端末番号:7740577711339 IC

ATC:00B3 カートン番号:00

APL: CREDIT

AID:A0000000031010



納品書（領収書）

コスモ石油販売（株）西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号：T5010001146720

2025年02月04日 10:37 伝票No.2016
通番3490

カード 機
XXXXXXXXXXXX
売上

11200
レギュラーガソリン P07 ¥6130
数量 35.64(L)
単価 172
値引きQR 3 -107

合計 ¥6,023

(内消費税 253.8 ¥1917)
(内税分消費税 ¥548)
(10%税込対象額 ¥6023)
(10%消費税 ¥548)

承認No.0007770423 処理通番 14015

支払方法 通常

端末番号:7740577711339 IC

ATC:00B4 カートン番号:00

APL: CREDIT

AID:A0000000031010



納品書（領収書）

コスモ石油販売（株）西中部カンパニー
セルフ西部
岐阜県岐阜市 西部 大川 1丁目
48番1
TEL:058-333-1857 SS-113391
登録番号：T5010001146720

2025年03月03日 16:08 伝票No.3765
通番2153

カード 機
XXXXXXXXXXXX
売上

11200
レギュラーガソリン P01 ¥7256
数量 42.43(L)
単価 171
値引きQR 1 -43

合計 ¥7,213

(内消費税 253.8 ¥2283)
(内税分消費税 ¥656)
(10%税込対象額 ¥7213)
(10%消費税 ¥656)

承認No.0007798053 処理通番 05349

支払方法 通常

端末番号:7740577711339 IC

ATC:00B6 カートン番号:00

APL: CREDIT

AID:A0000000031010

支 抃 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経 理 番 号	8												
作 成 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日														
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☒ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料購入費														
支 払 金 額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>千</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>				金 額		百万	1	0	千	2	9	6	0	円
金 額		百万	1	0	千	2	9	6	0	円					
※按分により支払 金額を算出する 場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 102960円 × 100% = 102960円														
使 途 内 容	コピー複合機リース代														

別紙添付

複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。

なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

〒501-6112
岐阜県岐阜市柳津町北塚5-90

岐阜市議会議員 竹市勲 様

(問合せ先)

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター

TEL : (06) 4964-6307 担当 : XXXXXXXXXX
FAX : (06) 4964-6308

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払い代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収くださいますようお願い申し上げます。 敬具

領 収 証

領収証番号 : 108121-00

発行日 : 2025年3月10日

竹市 勲 様	
領収日	2024年4月3日約定分 ~ 2025年3月3日約定分
金額	¥102,960 -
お支払い方法	口座振替
但し	

上記の金額、正に受領致しました。

ご契約番号	XXXXXXXXXX	
領収金額の内訳	掛金	¥102,960 -

※金額を訂正したもの、及び会社印のないものは無効です。

備考	8,580円×12ヶ月分
----	--------------

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

シャープファイナンス株式会社
本社 〒102-0083
東京都千代田区廻町
五丁目1番地1



支 抃 伝 票

会派又は議員名	竹市 勲	経理 番号	9																		
作成年月日	令和 7 年 4 月 1 日																				
使 途 項 目	☐ 調査研究費 ☐ 会議費 ☐ 広報広聴費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☒ 事務費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料購入費																				
支 払 金 額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 10%;">金 額</th><th style="width: 10%;"></th><th style="width: 10%;">百 万</th><th style="width: 10%;"></th><th style="width: 10%;">千</th><th style="width: 10%;"></th><th style="width: 10%;"></th><th style="width: 10%;"></th><th style="width: 10%;">円</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td>1</td><td>0</td><td>5</td><td>3</td><td>2</td><td>6</td><td></td></tr> </table>			金 額		百 万		千				円			1	0	5	3	2	6	
金 額		百 万		千				円													
		1	0	5	3	2	6														
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 175544円 × 60% = 105326円																				
使 途 内 容	①令和6年4月分～令和7年3月分までの通信費231800円 ②端末代金分4688円×12ヶ月＝56256円 ①－②＝175544円（Wi-Fi環境整備機器利用料を含む）																				
別紙添付																					

複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。
なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

〒501-6112
岐阜市柳津町 北塚5丁目90番地

竹市 勲

様

電話料金等 料金支払証明書

電話番号等 090-XXXXXXXXXX

年 月 分	支 払 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2024年 4月分	19,055円	2024年 4月30日	ドコモご利用分
2024年 5月分	19,189円	2024年 5月31日	ドコモご利用分
2024年 6月分	20,272円	2024年 7月 1日	ドコモご利用分
2024年 7月分	18,612円	2024年 7月31日	ドコモご利用分
2024年 8月分	19,726円	2024年 9月 2日	ドコモご利用分
2024年 9月分	18,619円	2024年 9月30日	ドコモご利用分
2024年10月分	20,494円	2024年10月31日	ドコモご利用分
2024年11月分	20,266円	2024年12月 2日	ドコモご利用分
2024年12月分	19,176円	2025年 1月 6日	ドコモご利用分
2025年 1月分	18,619円	2025年 1月31日	ドコモご利用分
2025年 2月分	19,156円	2025年 2月28日	ドコモご利用分
2025年 3月分	18,616円	2025年 3月31日	ドコモご利用分
合計	231,800円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。

※2 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

上記の料金は、収納済みであることを証明します。

2025年 4月 3日

NTTファイナンス株式会社 XXXXXXXXXX

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70